

〈史料紹介〉

訳注日本文徳天皇実録 (八)

日本文徳天皇実録巻第二 起嘉祥三年七月尽十二月

●十月壬子 (八日)

【書き下し】

壬子^(八)。①伊豆国伊古奈比咩命神・②阿波神・③物忌奈乃神に並びに
従五位上を授く。④近江国伊富岐神に従五位下、⑤紀伊国伊太祁曾
神に従五位下。『⑥癸丑。伊勢国多度神を以て官社に列す。』

【現代語訳】

八日。伊豆国伊古奈比咩命神・阿波神・物忌奈乃神に並びに従五位
上、近江国伊富岐神と紀伊国伊太祁曾神に従五位下を授けた。『癸
丑。伊勢国多度神を以て官社に列す。』

【注釈】

①伊豆国伊古奈比咩命神 現静岡県下田市白浜の火達山にある伊古
奈比咩命神社 (白浜神社) の祭神。同社は『延喜式』神名帳の伊

告井 幸男
木本 久子
中村 みどり
林原 由美子

豆国賀茂郡「伊古奈比咩命神社^{名神大}」に比定される。前日、従五
位上に叙された三嶋神 (十月辛亥 (七日) 条注釈⑯参照) の后神
である。同社の鎮座する火達山からは多くの考古祭器がみつかっ
ており、古くからの祭祀地であったことが知られている (下田市
指定史跡「火達山遺跡」)。天長九年 (八三二) 五月癸丑 (二十二
日) 三嶋神とともに名神にあずかった。この後、承和五年 (八三
八) 七月五日、伊豆七島の一つ上津島^{津島}が火を噴き、周囲の海まで
焼けて灰が降り注いだので、怪異を占ったところ、三嶋神の「本
后」である阿波神 (注釈②) が、「後后」である伊古奈比咩命神
が先に位階を賜ったのに対し (神階授与の史料はみえないが、名
神に列するとともに与えられたか)、自身には未だ授与がないた
め、それを求めて崇りをなしたものであった、との旨が伊豆より
言上され (同七年九月乙未 (二十三日) 紀)、同月丙辰 (十四日)
に阿波神とその御子神である物忌奈乃神に従五位下が授けられた。
そのため、以後、昇叙は常に阿波神と同時同格となっている。な

お、十月辛亥（七日）条にて畿内、東日本、次いで西日本の神々へと神階授与がおこなわれている中、末尾で再び東日本の伊豆の三嶋神へ神階授与されているのは順序として不自然である。本日条で関連神の名が挙がっているのをみるに、三嶋神は序列付けのため一日先んじられたのか、あるいは本日条冒頭に含まれるべきであったのではなからうか。

②阿波神 現東京都神津島村長浜にある阿波命神社の祭神（阿波畔命）。同社は『延喜式』神名帳の伊豆国賀茂郡「阿波神社名神大」に比定される。伊豆諸島の一つ神津島の開拓神とされている。前述の通り、三嶋神の本后神で、後述の物忌奈乃神（注釈③）の母神である。「阿波」の神名については、忌部氏が天太玉命（忌部氏の祖神）の孫天富命に率いられて阿波国へ東遷した際の途次、神津島の当地に逗留したことに由来するとみる伝承もある。

③物忌奈乃神 現東京都神津島村にある物忌奈命神社の祭神（物忌奈命）。同社は『延喜式』神名帳の伊豆国賀茂郡「物忌奈命神社名神大」に比定される。三嶋神の本后（注釈①②）である阿波神が生んだ御子神の内の一柱で（承和七年（八四〇）九月乙未（二十三日）紀）、三嶋神が神集島（神津島）に置いた「長浜の御前」から生まれた長子「た、ない王子」（『三宅記』）にも比定されている。神津島の鎮守であり、以後も昇叙のことは同島に鎮座する母阿波神と同時同格となっている。以上は三嶋神に関係のある三神への昇叙であるが、伊豆諸島の神々に対する昇叙は六月庚戌（四日）条にも、阿米都和氣命・佐岐多麻比咩命（三宅島）、伊太豆和氣命（御蔵島）、阿豆佐和氣命（利島）へのことがみえる。

④近江国伊富岐神 現滋賀県米原市伊吹にある伊夫岐神社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の近江国坂田郡「伊夫岐神社」に比定される。同社の鎮座する伊吹山は近江と美濃の国境に位置し、同神名帳には美濃国不破郡にも同神を祀る「伊富岐神社」が記載されている。倭建命が命を落とす原因となったのが、この伊吹山の主祭神（白猪、大蛇とも）であり（『古事記』景行段、『書紀』景行四十年紀）、古くより荒神が支配する山として知られていた。両社の内、神階授与のことは本日条の近江の伊富岐神が初見であるが、仁寿二年（八五二）十二月癸亥（二日）には美濃の伊富岐神のみ官社に列しており、また貞観七年（八六五）五月八日に従五位下から従四位下に昇叙していることから、美濃の伊富岐神も本日条ないし官社に列した際に従五位下となっていたものと思われる。美濃の伊富岐神はこの後、元慶元年（八七七）閏二月二十一日に従四位上となった旨を神階昇叙の最後の記事とするが、近江の伊富岐神については、貞観元年正月二十七日に従五位上、次いで元慶元年十二月二十五日に正四位下から従三位に昇叙しており、美濃の伊富岐神の位を上回っている。

⑤紀伊国伊太祁曾神 現和歌山市伊太祈曾にある伊太祁曾神社の祭神（五十猛命）。同社は『延喜式』神名帳の紀伊国名草郡「伊太祁曾神社名神大、月次、相嘗・新嘗」に比定される。五十猛命は素戔嗚尊の御子神で、父神とともに天を降る際、多くの木の種を持って降り、筑紫から順に種を蒔き、国中を青山にしたことで有功神（功の有った神）と名付けられ、木の国（紀伊国）に祀られた。それが当社であるという。古くは現在の日前社地に祀られていたが、垂

仁十六年に日前神と国懸神が同所で祀られることになったのを機にその地を明け渡し、現在地の近くの「亥の杜」(『続風土記』)、次いで和銅六年(七二三) 現在地に遷座したという(『紀州志略』)。本日条の後、同月甲子(二十日)には紀貞守が神階授与の奉告に発遣されている。

⑥癸丑：以下、九月甲申(十日)条に重複。衍か。

(中村)

●十月戊午(十四日)

【書き下し】

戊午。^{十四}①従四位上藤原朝臣衛を勘解由長官となす。②従五位下藤原朝臣雄瀧を撰津守となす。

【現代語訳】

十四日。従四位上藤原朝臣衛を勘解由長官とした。従五位下藤原朝臣雄瀧を撰津守とした。

【注釈】

①従四位上藤原朝臣衛 十月己酉(五日)条注釈⑬参照。

②従五位下藤原朝臣雄瀧 七月壬辰(十七日)条注釈③参照。

(中村)

●十月己未(十五日)

【書き下し】

己未。^{十五}①信濃国御名方富命神・健御名方富命前八坂刀売命神に並び従五位上を加う。

【現代語訳】

十五日。信濃国御名方富命神と健御名方富命前八坂刀売命神に並び従五位上を加えた。

【注釈】

①信濃国御名方富命神・健御名方富命前八坂刀売命神 現長野県諏訪市中洲宮前(上社本宮)・茅野市宮川(上社前宮)・諏訪郡下諏訪町武居(下社秋宮)・諏訪郡下諏訪町下ノ原(下社春宮)にある諏訪大社の祭神。同社は『延喜式』神名帳の信濃国諏方郡「南方刀美神社二座^{大神}」に比定される。御名方富命神は、『古事記』によると大国主命の子であり、国譲り神話に登場する。一方、

『書紀』神話には登場せず、これについて『諏訪市史』は、科野^{科野}国造の後裔で信濃の豪族である金刺氏が、始祖(神八井耳命)を同じくする太安万侶に働きかけ、「建御名方神」についての神話を挿入させたものとしている。その創作過程からか名前には異同が多く、「南方刀美神」「建御名方命」「建御名方富命」「健御名方刀美神」ともみえる。一方、八坂刀売命神は御名方富命神の妃神であるが、記紀ともに一切登場しない諏訪の固有神である。神階は、承和九年(八四二)五月丁未(十四日)「無位勲八等南方刀

美神」が先んじて従五位下となり、同年十月壬戌（二日）「無位健御名方富命前八坂刀売神」が同じく従五位下。本日条を経て、以後、仁寿元年（八五二）十月乙丑（二十七日）ともに従三位と躍進すると、同三年八月庚辰（二十二日）には祝が把笏を許され、貞観元年（八五九）正月二十七日「正三位勲八等建御名方富命神」が従二位（正三位への昇叙時期は不詳）、「従三位建御名方富命前八坂刀売命神」が正三位、同年二月十一日「建御名方富命神」が正二位、「建御名方富命前八坂刀売命神」が従二位、同九年三月十一日「建御名方富命神」が従一位、「建御名方富命前八坂刀自命神」が正二位と、急速な昇叙を受けている。

（中村）

●十月庚申（十六日）

【書き下し】

庚申。^{十六}①出羽国言上すらく、地大いに震裂し、山谷処を易える。圧死者衆し、と。

【現代語訳】

十六日。出羽国が言上するに、「大地が大きく揺れて地を裂き、山や谷が形を変えた。圧死した者が多くいる」と。

【注釈】

①出羽国言上すらく：いわゆる嘉祥三年出羽地震。詳細は本年十一月丙申（二十三日）条にみえる。また、仁和三年（八八七）五

月二十日記には「去嘉祥三年、地大震動。形勢変改、既成窪泥。加之、海水漲移、迫府六里所。大川崩壊、去隍一町、両端受害、無力堤塞。埋落之期、在於旦暮。望請、遷建最上郡大山郷保宝士野、扼其險固、避彼危殆者」とあり、本日条にて言上のあった大地震との関連性には諸説あるものの、この時の地形変動と津波被害を理由に出羽国は国府の移転を願ひ出ている（佐藤禎宏「仁和三年条の出羽国府移転に関する覚書」『庄内考古学』第十六号、一九七九年）など。

（中村）

●十月甲子（二十日）

【書き下し】

甲子。^廿①左馬助従五位下紀朝臣貞守を遣わし、②紀伊国日前・国懸大神社に向かわしむ。策命して曰く、天皇が詔旨らまと、掛けまくも畏き大神等の広前に申し給へと申さく。先先に神財を進奉らむと祈り申し賜ひき。故是を以、種種の神財を潔く備えて、捧げ持たしめて奉り出す、此の状を聞こし食して、天皇朝庭を常磐に堅磐に護り幸え奉り賜ひ、天下平安に矜み賜ひ助け賜へと恐み恐みも申し給はく、と申す、と。同日、同じく貞守を③紀伊国に坐す④伊太祁曾神社に遣わしむ。策命して曰く、天皇が詔旨に申し給わく、御冠授け奉らむと祈り申し賜ひしに依りて、従五位下の御冠を受け奉り崇め奉る状を、御位記持たしめて奉り出す、此の状を聞こし食して、天皇朝庭を常磐に堅磐に護り幸え奉り賜へと申し給わくと申す、と。亦た⑤右中弁兼右近衛中将従四位下藤原朝臣氏宗を遣わし、⑥園

神・韓神等社に向かわしむ。策命して曰く、天皇が詔旨に申し給わく、御冠授け奉らむと祈り申し賜ひしに依りて、従五位下の御冠を授け奉り崇め奉る状を、御位記持たしめて奉り出す。此の状を聞き食して、天皇朝廷を常磐に堅磐に護り幸え奉り賜へと申し給はくと申す、と。

【現代語訳】

二十日。左馬助従五位下紀朝臣貞守を遣わして、紀伊国日前・国懸大神社に向かわせた。策命して言うには、「天皇が詔して、畏れ多くも大神らの御前に申しあげよ、と申す。『以前より神財を奉りたいと祈っていた。そのため、種々の神財を潔く準備し、捧げるために人に持たせて遣わすので、このことを聞き届け、天皇の朝廷を永く堅く護り栄えさせ、天下平安となるよう祈り助けていただきますよう、謹んで申し上げる』と申す」と。同日。同じように紀朝臣貞守を紀伊国にある伊太祁曾神社に遣わして、策命して言うには、「天皇が詔して言うに、『御冠を授けたいと祈ってきたので、従五位下の御冠を授けて崇めるために、御位記を人に持たせて遣わす。このことを聞き届け、天皇の朝廷を永く堅く護り栄えさせて欲しいと申し上げる』と申す」と。また右中弁兼右近衛中将従四位下藤原朝臣氏宗を遣わして園神・韓神社に向かわせた。策命して言うには、「天皇が詔して言うに、『御冠を授けたいと祈ってきたので、従五位下の御冠を授けて崇めるために、御位記を人に持たせて遣わす。このことを聞き届け、天皇の朝廷を永く堅く護り栄えさせて欲しいと申し上げる』と申す」と。

【注釈】

①左馬助従五位下紀朝臣貞守 (生没年不詳) 真人の子。本年正月丙戌(七日)の正六位上から従五位下への昇叙を初見とし、同月甲午(十五日)に左馬助となり、本日条に至る。仁寿元年(八五一年)七月戊寅(八日)近江権介、同三年正月丁未(十六日)少納言、天安元年(八五七年)正月癸丑(十四日)甲斐守となるも、その後の動静は不詳である。子に古今歌人の利貞が知られる。紀氏は日前・国懸神を祭祀してきた一族であり、国造廃止後も紀伊国造を称して官司を担っている。貞観元年(八五九年)七月十四日の諸社奉幣に際しても、日前・国懸使には「散位従五位下紀朝臣宗守」と、紀氏が任じられている。

②紀伊国日前・国懸大神社 現和歌山市秋月(河南地区)にある日前神宮・国懸神宮のこと。『延喜式』神名帳の紀伊国名草郡「日前神社名神大、月次、相嘗・新嘗」と「国懸神社名神大、月次、相嘗・新嘗」に比定され、二社が同境内に奉祀されている。神代紀七段の一書によると、天照大神が天岩戸に籠った際、大神を招き出そうと思兼命が石凝姥命に造らせた日矛が、日前大神であるという。これは、八咫鏡に先立って作られた「日像鏡」と「日矛鏡」の内の一つである。伊勢神宮において八咫鏡が天照大神の御神体であるのと同様に、天照大神を映し取った日像鏡・日矛鏡もまたそれぞれ日前大神と国懸大神の御神体であり、古くより伊勢神宮に次ぐ準皇祖神として重要視され、神宮同様、神階授与の対象外にもなっている。『紀伊続風土記』所載の「国造家譜」によると、紀氏の祖の天道根命は、日前大神と国懸大神の降臨に随従して以後両大神に仕え、後に神

武の東征に際して両大神の神体である日像鏡と日矛鏡を奉戴して紀伊国名草郡に到来し、毛見郷（現和歌山市毛見）の琴ノ浦に鎮座させて東征の成功を祈念した。その論功行賞として紀伊国を授かることもに国造に任じられ、以後子孫が国造職を世襲し、日前宮を奉斎するようになったという。この後、垂仁十六年に現在地に遷座した。この地には元々伊太祁曾神社があったが（十月壬子（八日）条注釈⑤参照）、紀伊国における国譲りがおこなわれた結果、日前大神・国懸大神が土地を手に入れたという。

③紀伊国に 国史大系本の鼈頭注に「坐、此下或当補紀伊国三字」とあることよって補った。

④伊太祁曾神社 十月壬子（八日）条注釈⑤参照。

⑤右中弁兼右近衛中将従四位下藤原朝臣氏宗 四月丙寅（十九日）条注釈②参照。五月甲午（十七日）に右近衛中将となつている。

⑥園神・韓神 平安宮宮内省の西北隅に祀られていた神。『延喜式』神名帳の宮中神「宮内省坐神三座並名神大、月次・新嘗」に「園神社」「韓神社二座」とある。『大倭神社註進状』所引「旧記」によると、園神社は大物主神、韓神社は大己貴命と少彦名神の両神を祀るとする。また園神については、『古事記』では大年神と伊怒比売との間に生まれた五神の内、第二神として名がみえるが、同一神であるかについては異論もある（式内社研究会編『宮内省坐神三座』『式内社調査報告 第一巻』皇学館大学出版部、一九七九年）。『大倭神社註進状』所引「大神氏家牒」によると、養老年間（七一七―二四）に藤原氏が創建したとあり、一方『江家次第』や『古事談』によると、平安京遷都に伴い園韓神社を遷座しようとしたと

ころ、託宣により遷座が取り止めとなったという。このことから、創建当初より宮内省近くに祀られたとみられ、宮中三十六神では最古の神といわれている。平安京に遷都してからは園韓神祭が盛大におこなわれていた様子が、『三実』を中心に散見する。なお『百鍊抄』によると、元々「(神祇官)八神殿・園韓神」に御正体は無かったが、大治二年（一一二七）の大内裏火災に際し、園韓神の神宝として剣や杵が持ち出されたとみえる（同年二月十四日条）。

（中村・林原）

●十月乙丑（二十一日）

【書き下し】

乙丑。①紀伊国伊達神・②志摩神・③静火神に並びに従四位下を加う。

【現代語訳】

二十一日。紀伊国伊達神・志摩神・静火神に共に従四位下を加えた。

【注釈】

①紀伊国伊達神 現和歌山市園部にある伊達神社の祭神。志磨（志磨）・静火両社とともに紀三所社と称される。現祭神は五十猛命・神八井耳命。神階は、承和十一年（八四四）十一月辛亥（三日）の従五位下から正五位下を初見とし、本日条を経て、貞観元年（八五九）正月二十七日正四位下、同十七年十月十七日従三位。『紀伊

『国神名帳』には正一位と記される。同社は『延喜式』神名帳の紀伊国名草郡「伊達神社名神大」に比定されるが、『続風土記』には「享保の頃までも神名伊達神社なる事は世に明なれば、享保六年境内四至榜示禁殺生の制書を賜ふにも伊達社と書されしに、近世に至りて伊達の神名を他に移されて、此神を園部神社と称ふへき官命あり。是妄説を唱へて官を欺き、神明を誣る者の所為に出て信用すへきに非されは、今其誤を明弁す」とあり、比定をめぐっては争論があった。これは同書の吹上・衣毘須両社の項によると、和歌山城下小野町の吹上社が寛保年間(一七四一—四四)に突如として伊達神社であることを主張し、和歌山藩がそれを認めたことによるという。このため『紀伊国名所図会』は式内伊達神社を吹上社に比定している。また、地名から園部神社とも呼ばれ、神八井耳命を併祀することについては、中世当地に居住した園部氏の祖が神八井耳命であることによるとしている。承安四年(一一七四)十二月日の紀実俊解状案(「栗栖家文書」)には、河南島(和歌山市松島に比定)の所在を示して「西則紀三所・神宮」とあり、この当時、伊達をはじめとする紀三所社は、河南地区の日前・国懸社(十月甲子(二十日)条注釈②参照)にほど近い一ヶ所にまとめて祀られていたことが知られる。すなわち、伊達神社が園部の地に遷座したのは承安四年よりも後のこととなる。もし『紀伊国名所図会』の説が正しいとするならば、伊達神社に神八井耳命が祀られるようになったのは園部に遷座を終えた中世以後であろう。紀三所社としては永承三年(一一〇四八)『紀伊国名草郡郡許院収納米帳』(九条家本『延喜式』卷八裏文書)に「紀三

所社田二段」、『中右記』天仁二年(一一〇九)十一月六日条に「是林木カ三所社者、日前・国懸之宮辺也」とみえる。『梁塵秘抄』の四句神歌にも「紀伊三所」、嘉禎年間(一二三三—三八)のものと思われる日前・国懸宮神領境注文写(「日前宮文書」)にも、神領と他領の境二十一ヶ所の一つとして「紀三給(所カ)」とみえる。なお『住吉大社神代記』は、神功皇后が新羅征討に用いた三艘の船を武内宿禰に祀らせたものが紀三所社であると記す。

②志摩神 現和歌山市中之島にある志摩神社の祭神。伊達神社、静火神社とともに紀三所社と称される。現祭神は中津島姫尊。『続風土記』は、紀三所社がそれぞれ伊太祁曾三神(五十猛命・大屋津比売神・都麻都比売神)を分祀しているものとし、当社の祭神は確定できないが大屋津比売神ではないかとする。『延喜式』神名帳の紀伊国名草郡「志磨神社名神大」に比定される。神階は伊達・静火両社とともに昇叙されており(注釈①参照)、『紀伊国神名帳』には正一位とみえる。大同元年(八〇六)の牒(「新抄格勅符抄」)によれば「嶋神」が神戸七戸を給されている。『和名抄』東急本にも名草郡に「島神戸」がみえる。

③静火神 現和歌山市和田にあった静火神社の祭神。伊達・志磨両社とともに紀三所社と称される。『延喜式』神名帳の紀伊国名草郡「静火神社名神大」に比定される。『続風土記』は、当社の祭神は伊太祁曾三神のうち都麻都比売神ではないかとする。神階は志磨・伊達両社とともに昇叙されており(注釈①参照)、『紀伊国神名帳』には正一位とみえる。十一〜十二世紀にかけて、紀三所社として史料に現れる。『続風土記』は当社を永仁年間(一一九三

一九九) 以前に廃絶したとするが、長享元年(二四八七)十二月日の『日前宮神事切帳』(「日前宮文書」)には黍散米一斗を静火神社に充てていることがみえる。しかし『南紀徳川史』に「享保八年卯月石碑御建立静火社旧地と銘し、天霧山へは右社御再建神体として、八角之鏡御寄付、其外境内造作あり。後境内勝示御極め殺生禁断の制札建させられ、竈山神主へ御預け被遊たり」とあるように、享保八年(一七二三)頃までには廃絶していたらしく、この時和歌山藩によって再建され、竈山神社(現和歌山市和田)の神主が管理に当たった。その後、昭和二十五年(一九五〇)元の薬師山に社殿が造営され、遷座して今に至っている。

(林原)

●十月丁卯(二十三日)

【書き下し】

丁卯^{廿三}。七十僧を東宮に屈し、大般若経を転読す。別に七僧を清涼殿に請いて、法印呪を修す。並びに三日を限る。国祈となすなり。詔すらく、①壹岐嶋天手長男・天手長比咩両神を以て、官社に列せ、と。

【現代語訳】

二十三日。七十僧を東宮に招き、大般若経を転読した。別に七僧を清涼殿に請じて法印呪を修した。共に期限は三日である。国祈とした。詔するに、「壹岐嶋天手長男・天手長比咩両神を官社に加えよ」と。

【注釈】

①壹岐嶋天手長男・天手長比咩両神 現長崎県壹岐市郷ノ浦町田中触にある天手長男神社の祭神。鉢形山に鎮座。古くは若宮祠と称し、壹岐国一宮とされた。現祭神は天忍穂耳命・天手力男命・天鈿女命。鉢形山は、神功皇后の新羅出兵の寄港地であったと伝わり、神名はその際に旗を上げ下げして敵を翻弄したことに由来する。『延喜式』神名帳の壹岐嶋石田郡「天手長男神社^{名神大}」を当社とする説がある(現壹岐市芦辺町の興神社ともいう)。『大日本国一宮記』(『群書類従』第二輯、神祇部所収)壹岐石田郡には「天手長男神社 天思兼神一男」とあり、吉田兼俱の『延喜式神名帳頭註』にも、「手長男 思兼命一男也。手長姫 同子」と記され、室町時代に至っても社名は継承されていたようである。また、当社には『延喜式』神名帳の壹岐嶋石田郡「天手長比売神社^{名神大}」、「物部布都神社」に比定される祭神も合祀されている。一時、元寇により廃れて所在不明となっていたところ、延宝四年(二六七六)の橋三喜(平戸の神学者)の考証によって当地の若宮祠が天手長男神社に比定され、これに従って社号も改称された。

(林原)

●十一月甲戌朔(一日)

【書き下し】

十一月甲戌朔。詔すらく、①伊豆国伊古奈比女・②安房・③物忌奈三神を以て官社に列せ、と。

【現代語訳】

十一月一日。詔するに、「伊豆国伊古奈比女・安房・物忌奈の三神を官社に加えよ」と。

【注釈】

①伊豆国伊古奈比女 十月壬子(八日) 条注釈①参照。

②安房 十月壬子(八日) 条注釈②参照。

③物忌奈 十月壬子(八日) 条注釈③参照。

(林原)

●十一月己卯(六日)

【書き下し】

己卯。①從四位下治部大輔興世朝臣書主卒す。書主は右京の人なり。本姓は②吉田連。其の先は百濟より出づ。祖は③正五位上図書頭兼内薬正相模介吉田連宜。父は④内薬正五位下古麻呂。並びに侍医として累代に供奉す。宜等は兼ねて儒道に長け、門徒録すること有り。書主は人となり恭謹にして、容止は観るべし。昔者嵯峨太上天皇在藩の時、殊に其の進退を憐む。延暦廿五年尾張少目となり、大同四年四月縫殿少允となる。弘仁元年正月遷りて内匠少允となり、四年五月遷りて左兵衛権大尉となる。七年二月転じて⑤左衛門大尉となり、檢非違使の事を兼ねて行ふ。しばらく有りて遷りて右近衛将監となる。書主は儒門に長けると雖も、身やや軽捷にして、高岸を超え躍び、深水を浮き渡ること、なお武芸の士と同じくす。能く和琴を弾く。仍つて⑥大歌所別当となりて、常に節会に供奉す。新

羅の人⑦沙良真熊は善く新羅琴を弾く。書主相隨いて伝え習い、遂に秘道を得。弘仁八年正月外從五位下に叙され、織部正を拜す。九年正月和泉守となり、治声を頗る聞く。十二年正月從五位下に叙さる。十四年正月從五位上に叙され、備前守となる。この時、任を罷むも未だ京師に帰らず。⑧便道して任に之き、政化清平す。天長四年遷りて左京亮となる。五年二月筑後守を拜すも、身病困により、確く辞して行かず。八年二月更に左京亮となる。承和四年上請して、⑨姓を改め興世朝臣となる。七年正月信濃守となる。九年正月正五位下に叙さる。十二年木工頭を拜す。十四年正月從四位下に叙さる。嘉祥三年八月遷りて治部大輔となる。年老い身衰うを以て、聊か山林の地を披き、常に觀念の業を發す。卒時年七十三。

【現代語訳】

六日。從四位下治部大輔興世朝臣書主が卒去した。書主は右京の人で、本姓は吉田連である。先祖は百濟から渡來した。祖父は正五位上図書頭兼内薬正相模介吉田連宜、父は内薬正五位下古麻呂で、代々侍医として歴代の天皇に仕えた。宜らは儒道に長けており、その門徒は名を記録しなければならないほど多数に及んだ。書主の人は柄は慎み深く、立ち居振る舞いには観るべきものがあつた。昔、嵯峨が皇太子であつた頃、書主の進退を特に気にかけていた。延暦二十五年に尾張少目となり、大同四年四月に縫殿少允となつた。弘仁元年正月に内匠少允となり、四年五月に左兵衛権大尉となつた。七年二月には左衛門大尉に転じ、檢非違使も兼ねた。しばらくして右近衛将監となつた。書主は儒学に長けていたが、身のこなしも軽や

かで、高岸を飛び越え、水の深い場所も泳いで渡り、武芸の士のようでもあった。また和琴を得意としたので、大歌所別当となって、常に節会に奉仕した。新羅の人である沙良真熊が新羅琴の名手であり、書主は真熊について新羅琴を習い、最後には秘技を会得した。

弘仁八年正月に外従五位下に叙され、織部正に任命された。九年正月に和泉守となり、その評判が都によく届いた。十二年正月に従五位下に叙された。十四年正月に従五位上に叙され、備前守となった。この時、和泉守を辞した後も都には帰らず、そのまま備前国に赴き、民をよく導いて、国を清く穏やかに治めた。天長四年、都に戻り左京亮となった。五年二月に筑後守に任命されたが、病気を理由に、強く辞退して任地に赴かなかった。八年二月に再び左京亮となった。承和四年に願い出て、興世朝臣に改姓した。七年正月に信濃守となった。九年正月に正五位下に叙された。十二年に木工頭に任命された。十四年正月に従四位下に叙された。嘉祥三年八月に治部大輔となった。年老いて体も衰えたため、山林を少しばかり切り開いてそこに隠棲し、観念の業を發した。卒去した時は七十三歳であった。

【注釈】

- ①従四位下治部大輔興世朝臣書主 三月庚子(二十二日)条注釈⑦参照。文主とも。六国史上の初見は弘仁八年(八一七)正月丁卯(七日)紀で、正六位下から外従五位下に叙されている。なお、承和元年(八三四)五月壬申(二十一日)紀に「左京亮従五位下」とみえるが、本日条と矛盾するので誤りだろう。本日条より、儒学に長けただけでなく、身のこなしは機敏で、和琴を得意とし、

国司として現地で善政を敷いた人物であったことが知られる。

- ②吉田連 『姓氏録』左京皇別にみえる「吉田連」に、彦国革命の孫の塩乘津彦命が百済に遣わされ、その地で吉(百済における貴人の尊称)と称されていたことから、帰朝した子孫を吉氏とし、さらに神亀元年(七二四)に平城京の田村里に居住していたことにちなんで、吉田連を賜姓されたとある。同年五月辛未(十三日)紀には「従五位上吉宜・従五位下吉智首並吉田連」とみえ、書主の祖父宜に吉田連が賜姓されている。なお、本日条は吉田連が百済からの渡来系氏族の系譜であることを示しており、『姓氏録』の記述とやや異なる。

- ③正五位上図書頭兼内薬正相模介吉田連宜 (生没年不詳) 書主の祖父。出家して恵俊と名乗っていたが、文武四年(七〇〇)に勅により還俗し、吉宜の名と務広肆が与えられた。和銅七年(七一四)には正六位下から従五位下に叙されたことがみえる。養老五年(七二二)に医学の師範に堪える者として褒賞され、天平二年(七三〇)には、その学業が廃絶することを恐れ、弟子を取って伝習させることが命じられている。同五年に図書頭となる。同十年閏七月癸卯(七日)紀には典薬頭への任命記事がみえていることから、本日条に極官として内薬正と記すのは誤りか。本日条にみえる正五位上および相模介の叙任については六国史には記載がない。医学・儒学に長けたほか、文芸にも通じたようであり、『懐風藻』および『万葉集』に詩歌が採られている。

- ④内薬正五位下古麻呂 (生没年不詳) 書主の父。宝龜七年(七六六)に正六位上から外従五位下に叙された。同九年には内薬佑

とみえ豊前介を兼任した。同十年に外正五位下、天応元年(七八一)には従五位下に叙される。延暦三年(七八四)に内薬正となり、「侍医如故」とある。同五年には常陸大掾を兼任した。本日条にみえる正五位下への昇叙は、現存の六国史には記載がない。

⑤左衛門大尉となり、檢非違使の事を兼ねて行う 檢非違使の史料上の初見。本日条において、左衛門大尉である書主に兼任させているように、宣旨によって、左右衛門府の官人が京中の不法行為の取締りをおこなったことが檢非違使の始まりと考えられる。その後、承和元年(八三四)には左右檢非違使を統括する別当が置かれ、次第に制度が整っていった。

⑥大歌所 大歌所の史料上の初見。大歌所は催馬楽や神楽歌など、節会で奏される大歌を司る役所で、大内裏の図書寮の東に置かれていた。成立については、『万葉集』巻六に記される「歌舞所」をその前身とみるものや、治部省に属する雅楽寮から分離したものとする見方など諸説ある。『西宮記』卷十三には、「大歌六位別当、御琴師并和琴歌師」とあり、別当のほかに御琴師や和琴歌師といった和琴に関わる職が置かれていた。本日条においても、書主が別当に任じられた理由に和琴を得意としていたことが明記されており、大歌所が和琴を司る役所でもあったことがわかる。

⑦沙良真熊 (生没年不詳) 宝龜十一年(七八〇)五月甲戌(十一日)紀に「武藏国新羅郡人沙良真熊等二人賜姓広岡造」とあるのが初見。本日条には新羅の人とあり、新羅琴の名手であった。桓武の孫で伊予親王の息である高枝王にもその技術を伝えた。

⑧便道して任に之く 便道とは、近道や便利のよい道路を意味する。

「便道之任(官)」については、『史記』卷百二十二、酷吏列伝第六十二鄧都に「孝景帝乃使使持節、拜都為雁門太守、而便道之官、得以便宜從事」、『資治通鑑』卷二百四十九、唐紀六十五、大中十二年(八五八)十月条に「上詔刺史母得外徒、必令至京師、面察其能否、然後除之、令狐綯嘗徒其故人為鄰州刺史、便道之官」、『旧唐書』卷百八十五上、列伝第三百三十五上良吏上、馮元常に「又転広州都督、便道之任、不許詣都」などの用例がみられ、いずれも地方官に任命された際、京師に入らずに直接任地に赴任することを意味している。本日条においても、書主が和泉守を辞した後、都には戻らずに(交替政で現地に留まっていたか)、備前国に入ったことを意味するものと考えられる。なお、国史大系本では「罷任未帰京師、京師便道之任」とあるが、当該文章の意味を鑑みて、「罷任未帰京師、便道之任」と読み下した。

⑨姓を改め興世朝臣となる 承和四年(八三七)六月己未(二十八日)紀に「右京人左京亮従五位上吉田宿禰書主、越中介従五位下同姓高世等、賜姓興世朝臣」とある。同日紀には彼らの始祖である大倭の塩乘津彦命が、朝廷の命によって任那・百済に渡ったこと、またその子孫の吉大尚・少尚らが百済から帰国して医术を伝え、文芸にも通じていたことが記されている。この内容は、注釈②で挙げた『姓氏録』の内容と一致しているが、本日条とはやや異なる。

(木本)

●十一月辛卯（十八日）

【書き下し】

辛卯^{（十八）}。帝、諒闇の故を以て、祭事を親らせず。所司潔斎し、祇^{（二）}みて旧章を奉る。

【現代語訳】

十八日。天皇は諒闇のため、自らは祭事をしなかつた。所司^{（禮部）}が潔斎して、旧例どおりに謹んで奉斎した。

（告井）

●十一月壬辰（十九日）

【書き下し】

壬辰^{（十九）}。右大臣、侍從局に於いて、親王已下五位已上の^{（三）}②見^{（四）}に座に在る者を録して之を奏す。

【現代語訳】

十九日。右大臣が侍從局において、親王已下五位已上の出席者を記録して奏上した。

【注釈】

①右大臣 藤原良房（八〇四―七二二）。北家冬嗣の次男。母は南家真作の女美都子（『公卿』天長十一年（八三四）条では大庭王の娘とも）。文徳生母順子の同母兄で、妻に嵯峨皇女源潔姫、子に文徳女御（清和生母）の明子がいる。時に従二位右大臣兼右近衛

大将。四十七歳。

②見^{（四）}に座に在る者を… 節会・旬の平座や雨雪の際などにおこなわ

れる見参の奏上。例えば、貞観十四年（八二七）十一月十三日記に「修新嘗祭於神祇官。所司供祭如常」とあり、翌十四日記に「停会之事。王公侍左仗下、終日酣飲、侍從倍侍從所。録見在座者、後日賜祿有差」とみえる。なお、『貞信公記』延長九年（九

三二）正月一日条に、「停止節会。又無小朝拜。《平座已上亮闇

也》親王・公卿陣頭聊有飲食。《非侍從預見参》非侍從大夫皆預見参。其祿法准十六日、是嘉祥三年十一月十九日例也」とみえる。

（告井）

●十一月癸巳（二十日）

【書き下し】

癸巳^{（廿）}。大臣の奏する所の簿録に依りて、新嘗会の宴に准えて、祿を賜うこと差有り。

【現代語訳】

二十日。大臣が奏上した出席簿^{（五）}によって、新嘗会の宴に准じて、差をつけて祿を与えた。

（告井）

●十一月乙未（二十二日）

【書き下し】

乙未^{（廿二）}。①越前国金山彦神の階を進めて従四位下を加う。

【現代語訳】

二十二日。越前国金山彦神の神階を進めて従四位下を授けた。

【注釈】

①越前国金山彦神 現福井県敦賀市金山に所在する金山彦神社の祭神。同社は延喜式外社で、本日条にしかみえない。普通、金山彦神は美濃のもの（現岐阜県不破郡垂井町の南宮大社）を指すことが多い。伊邪那美命が火之迦具土神を産んで火傷し病み苦しんでいる時に、その嘔吐物から化生した神で、『古事記』では金山毘古神・金山毘売神の二神、神代紀二段第三の一書では金山彦神のみが化生している。

(告井)

●十一月丙申（二十三日）

【書き下し】

丙申^{（廿三）}。詔して曰く、①紫極高映、亭毒を運びて言さず、②黄屋尊居、惠愛を播きて恃み無し。故に③勲華継躡、未だ勤勞を隔たず、④禹履垂風、猶含育を同じくす。朕、忝くも先訓を奉り、虔みて令図を撫づ。⑤荼蓼を喰み、以て神を銷し、⑥蒸庶を睠み、以て思いを翫る。而るに今、至誠暢^{いた}らず、⑦小信未だ孚^{かえ}らず、陰徳和^{たが}に愆い、⑧柔祗譴を告ぐ。⑨出羽の州壤、⑩偏えに銅龍の機に応じ、⑪辺府の黎毗、空しくして梟禽の害を被る。邑居震蕩し、⑫厚載を踏むに安からず。城柵傾頽し、難虞を想うに益恐し。咸子^{みな}を視んと須^{もと}むるも、或いは死傷に至り、独母^{ただ}を臨まんと作すも、何ぞ拯救を懈らん。

⑬宜しく星使を馳せ、就きて恩光を展ぶべし。其れ、災を被ること尤も甚しく、自存能わざるは、使国商量し、⑭租調を蠲免^{けめん}し、并せて民狄を問わず、⑮倉廩を開きて貸振し、其の生業を重困せしむる莫れ。崩墻毀屋の下に有る所の残屍露骸は、官收埋をなし、務めて優恤を申せ。庶くは委凍の者をして、⑯挾紘の温を知らしめ、阻飢の者をして、⑰廩牢の飽を得さしめんことを、と。⑱従四位上清原真人瀧雄を治部大輔となす。⑲正六位上安埤宿禰良棟に外従五位下を授く。

【現代語訳】

二十三日。詔して言うには、「皇帝の位というものは、政治に献身し、徳を申して奢るものではない。古代の聖帝である堯・舜も勤めに励み、禹王・湯王もなお含育に努めた。私は忝くも先訓により即位することとなり、日々荼蓼を噛んで心を尽くし、人民に思いを削ってきた。しかし未だ私の徳が足りないせいで、僅かな信義もかえらず、陰徳も和すことなく、大地が怒りを発した。即ち、出羽で大地震があり、民は亡くなり、梟禽に害されている。村や家も激しく揺れ、大地にあつても安まらず、城柵も倒壊し、備え難いことも益々恐ろしいことであろう。皆、子を見ようと求めても、あるいは死傷しており、ただ母を臨まんとしているのに、どうして救済を怠るであろうか。早急に使を遣わし、救いの手を差し伸ばさなければならぬ。そこで、自ら生活することができないほどの災害を被った者は、使と国司が審議して租調を免じ、また良民・夷狄を問わず、倉を開いて食料を貸し与え、生活に困ることのないようにせよ。崩

壊した建物の下敷きとなった遺骸は、官が手厚く埋葬するように。寒さに凍える者に衣服を行き渡らせ、飢えに慄く者に食料が届くように願う」と。従四位上清原真人胤雄を治部大輔とした。正六位上安埤宿禰良棟に外従五位下を授けた。

【注釈】

- ①紫極高映、亭毒を運びて言さず 「紫極」は、天帝の居所の意の「紫微垣」から、天子の居所・禁中・紫禁のことをいう。「亭毒」は、『老子』五十一の「故道生之、徳畜之、長之育之、亭之也」とあり、すなわち「亭」は形を与え区別すること、「毒」は質を成すことの意味で、帝王化育の徳をいう。
- ②黄屋尊居、恵愛を播きて恃み無し 「黄屋」は、中国漢代にみえる天子の乗る車を覆う絹製の笠のこと。裏に黄色の絹を張っている。『史記』卷百十三、南越列伝第五十三尉佗に、「甚者或戴黄屋」とみえ、その師古注に「天子車蓋之制」とある。
- ③勳華繼躅 「勳華」は、中国古代の聖帝、堯・舜のこと。勳（放勳）は堯、華（重華）は舜の名。
- ④禹履垂風 「禹履」の禹は、夏王朝の創始者姁文命の諡号。履は、商（殷）王朝の創始者湯王の名。
- ⑤荼蓼を喰み 八月丙申（十一日）条注釈⑧参照。
- ⑥蒸庶を睭み… 「蒸庶」は、庶民のこと。億庶・衆庶・烝庶・兆庶・万庶・烝人・烝民などに同じ。帝王が人民のために心を砕いていることを指す。

⑦小信未だ孚らず 「小信」は、わずかの信義。『春秋左氏伝』莊公十年に「小信未孚、神弗服也」とみえる。

⑧柔祗譴を告ぐ 「柔祗」は、地のこと。『文選』卷第十三賦庚・物色・月賦（謝莊（希逸））「柔祗雪凝、円霊水鏡」の注に、「柔祗、地也。円霊、天也」とある。

⑨出羽の州隲 十月庚申（十六日）条にみえる出羽国言上の地震を指す。

⑩偏えに銅龍の機に応じ 「銅龍の機」は、『後漢書』卷五十九、張衡列伝第四十九に「陽嘉元年、復造候風地動儀。以精銅鑄成、員徑八尺、合蓋隆起、形似酒尊、飾以篆文山龜鳥獸之形。中有都柱、傍行八道、施開発機。外有八籠、首衝銅丸、下有蟾蜍、張口承之。其牙機巧制、皆隱在尊中、覆蓋周密無際。如有地動、尊則振龍機発吐丸、而蟾蜍銜之。振声激揚、伺者因此覚知」とあり、一種の地震計のことである。

⑪辺府の黎毗 「黎毗」は庶民のこと。毗黎ともいう。

⑫厚載を踏むに安からず 「厚載」は、地は厚くてよく物を載せるところから、大地のことをいう。『易経』坤卦の象伝に「坤厚載物、徳合无疆」、象伝に「地勢坤、君子以厚德載物」とある。

⑬宜しく星使を馳せ 「星使」は、天子が遣わす使者のこと。勅使。

『後漢書』卷八十二、上方術列伝第七十二上李邵の、「問何以知之。邵指星示云、有二使星向益州分野、故知之耳」による。

⑭租調を蠲免し 「蠲免」は、律令制下で課役の全部、または一部を免除すること。除・復ともいう。『令義解』職員令民部省条に、「掌諸国戸口名籍。（中略）蠲免謂。同令、応免課役者、皆待蠲符至、然後注免、是也」とある。

「罽」は、除くの意。

⑮倉廩を開きて貸振し 「倉廩」は、米や穀物類を納めておく倉のこと。「倉」は穀ぐら、「廩」は米ぐらの意。「貸振」は、救援し、貸与すること。『漢書』昭帝紀には、「三年以前所振貸、非丞相御史所請、辺郡受牛者勿收責」とある。

⑯挾紘の温 「挾紘」は、布帛のこと。『春秋左氏伝』宣公十二年「師人多寒、王巡三軍、拊而勉之、三軍之士、皆如挾紘、遂傳於蕭」の注に、「紘、綿也。言説以忘寒」とある。また『文選』誅類、馬汧督誅(藩岳)にも「霑恩撫循、寒士挾紘」とみえる。

⑰廩牢の飽 『後漢書』卷七十三、劉虞公孫瓚陶謙列伝第六十三劉虞伝「後車騎將軍張温討賊辺章等、発幽州烏桓三千突騎。而牢稟浦懸、皆畔還本国」の注に、「前書音義曰、牢、賈直也。稟、食也。言軍糧不統也」とある。なお劉虞は、「初拳孝廉、稍遷幽州刺史、民夷感其德化。自鮮卑、烏桓、夫余、穢貊之輩、皆隨時朝貢。無敢擾辺者、百姓歌悦之」という。

⑱従四位上清原真人胤雄 四月甲子(十七日) 条注釈⑤参照。

⑲正六位上安埤宿禰良棟 (生没年不詳) 元は槻本姓。承和四年(八三七) 三月戊辰(五日) 紀に、「右京人遣唐知乗船事槻本連良棟・民部少録同姓豊額等、賜姓安埤宿禰。其先、出自後漢獻帝後也」とあるが、同六年八月甲戌(二十五日) 紀には相変わらず「知乗船事槻本良棟」とみえる。なお、その後南淵朝臣を賜ったようで、貞観十年(八六八) 正月十三日紀に「(前略) 従五位下南淵朝臣良棟、並従五位下」、同十一年正月十三日紀に「従五位下南淵朝臣良棟為(播磨) 介」、同十二年正月二十五日紀の貞観

永宝施行の際に「従五位下行播磨介南淵朝臣良棟為(大蔵) 少輔」とある。槻本氏の南淵賜姓については、天安元年(八五七) 十月丙子(十二日) 紀の正四位下因幡權守南淵朝臣永河の卒伝に、「永河、右兵衛佐従五位下槻本公老之孫、散位従四位下坂田朝臣奈弓麻呂第三之子也。(中略) 同年(弘仁十四年) 十二月与兄正五位下弘貞陳父先志。賜姓南淵朝臣」、元慶元年(八七七) 四月八日紀の大納言正三位南淵朝臣年名の薨伝に、「年名者左京人。大和守従四位下奈弓磨孫、而因幡守正四位下永河之子也。本姓息長真人。中間冒外戚姓、為槻本公。後改為坂田。後為南淵」とみえ、息長↓槻本↓坂田↓安埤↓南淵の変遷がうかがえる。(告井)

●十一月戊戌(二十五日)

【書き下し】

戊戌。①惟仁親王を皇太子となす。②策命して曰く、天皇が詔旨らまと勅りたまう命を、親王・諸王・諸臣・百官人等、天下の公民、衆聞こし食さへと宣る。法の随に有るべき政として、惟仁親王を立てて皇太子と定め賜ふ。故此の状を悟りて、百官人等仕え奉れと詔りたまう天皇が勅旨を、衆聞こし食さへ、と宣る。③大納言従二位源朝臣信を④東宮傳となす。⑤参議正四位下藤原朝臣良相を春宮大夫となす。⑥従五位下大枝朝臣音人を東宮学士となす。⑦従五位下藤原朝臣冬緒を春宮亮となす。

【現代語訳】

二十五日。惟仁親王を皇太子とした。策命して言うには、「天皇が仰せになる詔を、親王・諸王・諸臣・百官とすべての人々は皆承れ、と宣べる。『法に従い、おこなうべき政道として、惟仁親王を立てて皇太子と定めた。なのでこのことを承知し、百官らは仕えるように』と仰せになる天皇の詔を、みな承れ」と宣べる。大納言從二位源朝臣信を東宮傅とした。参議從四位下藤原朝臣良相を春宮大夫とした。從五位下大枝朝臣音人を東宮学士とした。從五位下藤原朝臣冬緒を春宮亮とした。

【注釈】

① 惟仁親王（八五〇―八八〇）第五六代清和天皇（在位八五八―七六年）。母は女御藤原明子。外祖父良房の一条第にて生まれ、立太子した本日条時点で生後九ヶ月であった。即位前紀によると、「先是有童謠云、『大枝乎超天走超天騰加理躍止利超天。我耶護毛留田仁耶。搜阿左理食無志岐耶。雄々伊志岐耶』。識者以為、大枝謂大兄也。是時文德天皇有四皇子。第一惟喬親王、第二惟條親王、第三惟彥親王、皇太子是第四皇子也。天意若曰超三兄而立。故有此三超之謠焉」とあり、第四皇子でありながら兄を越えて立太子したことが、世間の人々にまで噂されていたことが知られる。特に女御紀静子（名虎の娘）所生の第一皇子惟喬親王については、後世、『江談抄』に「天安皇帝有讓宝位于惟喬親王之志、太政大臣忠仁公、惣撰天下政為第一臣。憚思不出自口之間、漸經数月云々」と書かれ（卷二「天安皇帝有讓位于惟喬親王之志事」、また藤原実

頼が談じた古事によると、「文德天皇最愛惟高親王、于時太子幼冲、帝欲先暫立惟高親王而太子長壯時還繼洪基」と、文徳が中継ぎとして惟喬親王の冊立を考えていたこと、だがこれを推察した良房が惟仁親王立太子を「欲使太子辞讓」したので、文徳が源信に相談したところ、「太子若有罪須廢黜、更不還立。若無罪亦不可立他人。臣不敢奉詔」と拒否したため、「帝甚不悅」「事遂無變」となったことを述べている（『大鏡』裏書所引『吏部王記』承平元年（九三一）九月四日条）。本日条にて信は東宮傅となっており、従来大臣・大納言が兼任することの多い職ではあるものの、信が立太子に協力的であったことが察せられる。

② 策命 立太子の策命は、この後、同月癸卯（三十日）に嵯峨山陵（仁明）と深草山陵にも奉告されている。以下の宣命は、『貞観儀式』五、立太子儀に載せるところの例文と合致し、これは六国史中にみえる他戸親王立太子の宣命（宝龜二年（七七二）正月辛巳（二十三日）紀）から貞明親王（陽成）立太子の宣命（貞観十一年（八六九）二月朔紀）まで、ほぼ同文である。但し、母井上内親王を介して文武後裔の天皇となることを期待された他戸親王の場合は、「随法爾皇后御子他戸親王立為皇太子」と、井上内親王の子であることが強調され、また承和の変のきっかけともなった恒貞親王（淳和皇子・仁明皇太子）の場合は、仁明が淳和の恩厚により立太子したことを述べた上で、それに報いるべく、「故是以正嗣止有戸支恒貞親王乎皇太子止定賜布」（天長十年（八三三）二月丁亥（三十日）紀）と、恒貞親王が正嗣であることを強調するなどの加筆がみられる。しかし清和の場合は、注釈①に述べたような藤

原氏による高い期待や、兄達を超えて立太子させるといふ特異な事情があるにもかかわらず、特に加筆はみられない。文徳が失意の内にただ定型文を擬えたのか、あるいは特筆せねばならない事情として判断されていなかったか、逆に気にかかる点である。

③ 大納言従二位源朝臣信 四月甲子(十七日) 条注釈⑬・本日条注釈①参照。惟仁親王の外祖母源潔姫(良房室。親王生母明子の母)は同年の生まれの異母妹で、弘仁五年(八一四)五月八日に信を戸主として同時に賜姓・貴附されている(『姓氏録』左京皇別上、源朝臣)。

④ 東宮傳 養老東宮職員令によると、傳一人・学士二人と、春宮坊に大夫一人・亮一人・大進一人・少進二人・大属一人・少属二人・使部三十人・直丁三人などが定められている。この内、東宮傳は「掌以道德輔導東宮」、学士は「掌執經奉説」、春宮大夫は「掌吐納啓令、宮人名帳・考叙・宿直事」とある。春宮坊はこのほか、三監六署を管轄した。

⑤ 参議正四位下藤原朝臣良相 四月己酉(二日) 条注釈⑭参照。惟仁親王の外叔父に当たる。清和朝には良房に次ぐ右大臣となり、貞観八年(八六六)には良相邸(西三条第)への清和の行幸も受けている(八月二十三日紀)。

⑥ 従五位下大枝朝臣音人(八一―七七) 正六位上兵部少丞諸上(諸士)の孫。正六位上備中権介本主の長男。『公卿』によると母は阿保親王の侍女中臣氏とあり、『尊卑』『紹運録』では阿保親王の子として載せるなど親王落胤説があるが、否定する見解もある(今井源衛「大江音人阿保親王子息説をめぐって」(『国語国文学

研究』二一、一九八六年)など。天長十年(八三三)文章生、承和四年(八三七)文章得業生、同五年備中目。『公卿』によると、この後同九年に尾張へ配流され(承和の変による連座か)、同十一年に帰京している。同十三年少内記、同十五年従五位下、同年大内記に転じ、本日条に至る。四十歳。この後、貞観六年(八六四)参議、同十六年従三位に至った。『扶桑略記』元慶元年(八七七)十一月三日条の薨伝によると、菅原清公に師事し、巨勢文雄を弟子としたという。また同日条では「明快政体、諳練故事、朝廷每至有疑議、先詢而取決」と評されており、父祖やほか

の大枝氏の多くが五・六位地方官である中、東宮学士としての抜擢やその後の躍進は、本人の才覚によったのであろう。編者として、『貞観格式』の表文・式序の作成と撰上、『文実』の編纂に携わったほか、『群籍要覧』『弘帝範』、家集『江音人集』などを編纂したことが伝わる(現存せず)。本姓は土師宿禰であったが、延暦九年(七九〇)十二月辛酉(三十日)に祖父の諸上が、「土師氏惣有四腹。(高野彦)中宮母家者是毛受腹也。故毛受腹者賜大枝朝臣」として、桓武外祖母(大枝真妹)との縁類を理由に大枝朝臣を賜姓されている。この後、貞観八年十月十五日に、「漢書曰、枝大於幹、不折必披」こと、しかし「此姓已生自先皇之恩給」ことを理由に、字のみを「大江」へ改めることを請い、許可された。以後、音人の子孫の大江氏(江家)は、維時・匡衡・匡房・和泉式部といった学者・文人・歌人を多く輩出した。

⑦ 従五位下藤原朝臣冬緒(八〇―八九〇) 京家従三位参議浜成の孫。正六位上豊後守豊彦の子。母は伴永主(家持の子)の娘。

承和十年（八四四）勘解由判官、同十一年式部少丞、同十三年大丞に転じ、同月藏人、翌月兼春宮少進、同十四年正六位上から従五位下、同年右少弁、嘉祥二年（八四九）伊勢介となり、本日条に至る。四十三歳。以後、地方官と弁官を勤めながら昇進し、貞観三年（八六一）大宰大貳、同十年勘解由長官などを経て、同十一年参議となった。なお、これに先じる同四年には、藤原良相（注釈⑤）が参議未滿だが有識である者を上表する中で、「声名粗達、器識漸優、吏幹之称」として冬緒の名を挙げている（十二月二十七日紀）。

（中村）

●十一月壬寅（二十九日）

【書き下し】

壬寅^{廿九}。①参議正四位下藤原朝臣良相を②左大弁となす。春宮大夫・左近衛中将・陸奥出羽按察使は故の如し。③従四位下藤原朝臣氏宗を右大弁となす。右近衛中将は故の如し。④正五位下藤原朝臣貞守を右中弁となす。備前介は故の如し。⑤従五位下橘朝臣時枝を内匠頭となす。⑥従五位下南淵朝臣年名を式部少輔となす。⑦従五位下藤原朝臣恒雄を伊勢介となす。⑧橘朝臣数岑を尾張守となす。

【現代語訳】

二十九日。参議正四位下藤原朝臣良相を左大弁とした。春宮大夫・左近衛中将・陸奥出羽按察使は元の通りとする。従四位下藤原朝臣氏宗を右大弁とした。右近衛中将は元の通りとする。正五位下藤原

朝臣貞守を右中弁とした。備前介は元の通りとする。従五位下橘朝臣時枝を内匠頭とした。従五位下南淵朝臣年名を式部少輔とした。従五位下藤原朝臣恒雄を伊勢介とした。橘朝臣数岑を尾張守とした。

【注釈】

①参議正四位下藤原朝臣良相 四月己酉（二日）条注釈④参照。

②左大弁 令制において、弁官は太政官議政官と職務の場を異としていたが、嵯峨・淳和朝より、天皇と公卿の直接的な結びつきが強まるにつれ、上卿を介さず直接伝宣をおこなえる参議弁官が増加した。九世紀前半には約八割が参議兼任となり、さらに後半には右大弁↓参議右大弁↓参議左大弁という参議への昇進ルートとして慣例化した。参議大弁は、例えば御前定・陣定において定文の執筆に当たるなど、公卿の中での事務官的な役割を担っており、参議を兼帯し得ない中弁以下と明らかに異なる性格であったとされる（大隅清陽「弁官の変質と律令太政官制」、『史学雑誌』一〇〇、一九九一年）。

③従四位下藤原朝臣氏宗 四月丙寅（十九日）条注釈②参照。嘉祥二年（八四九）二月より右中弁を勤め、本日条にて右大弁。翌仁寿元年（八五二）十二月参議となり、同三年には左大弁に転じている。注釈②で述べた昇進ルートの通りである。

④正五位下藤原朝臣貞守（七九八―八五九）北家楓麻呂（房前息）流、大舍人頭諸貞の長男。天長元年（八二四）大学少允となり、まもなく大允に転じると、同二年内匠助、同三年兼皇太后宮少進、同四年藏人、同五年従五位下に叙され、同七年右少弁、次いで式

部少輔、同九年兼讚岐介、同十年従五位上となり、恒貞親王の春宮亮を兼ねた。承和九年(八四二) 承和の変に連座し越後権守に左遷されたが、同十四年に帰京し、同十五年備中守、追つて式部少輔となり京官に復した。本年正月七日正五位上、同月十五日兼備前介となり、本日条に至る。五十三歳。この後、藏人頭、左中弁、右大弁などを経て仁寿三年(八五三)に参議に至っている。なお、娘に文徳の宮人となり惟恒親王、礼子・掲子内親王を生んだ今子がいる。

⑤従五位下橋朝臣時枝 (生没年不詳) 正一位左大臣諸兄の曾孫。従四位下修理大夫永継の長男。承和九年(八四二) 承和の変に際し、「右兵衛督橋朝臣永名・右衛門少尉橋朝臣時枝・右馬大允橋朝臣三冬等、解所帯兵仗自進。以逸勢近親也」とあるのを初見とする。時に、嫌疑を受けた橋逸勢の甥であったことから、自ら武装を解いて謀反の意志がないことを示している(七月壬子(二十日)紀)。そのためか、連座した様子は見受けられず、翌十年正六位上から従五位下、翌日甲斐守、嘉祥二年(八四九)左衛門権佐となり、本日条に至っている。この後、仁寿二年(八五二)土佐守となるが、以後の消息は不詳である。

⑥従五位下南淵朝臣年名 (八〇八―七七) 因幡権守永河の長男。一説に従三位参議弘貞の息とも(『公卿』貞観六年(八六四)条)。天長九年(八三二)文章生、同十年少内記、承和二年(八三五)丹波権大掾、同五年式部少丞、同七年藏人、同八年正六位上から従五位下、同日筑前守となり、本日条に至る。四十三歳。この後累遷して、貞観三年右大弁となると、翌四年には、藤原良相が参

議未満だが有識である者として名を挙げる中で、「身為進士、職経内外。稍通治体、既居枢要」と評されている(十二月二十七日紀)。同五年左大弁に転じ、翌六年参議を経て、同十八年大納言、同十九年正三位に至った。その薨伝からも、聡明で物事に明るかったことが知られ(同年四月八日紀)、『貞観格式』『貞観交替式』『文実』の編纂にも携わっている。

⑦従五位下藤原朝臣恒雄 (生没年不詳) 出自不詳。本日条を初見とし、この後、仁寿元年(八五二) 従五位上、斉衡三年(八五六)相模権介、貞観元年(八五九) 介に転じている。

⑧橋朝臣数岑 (生没年不詳) 出自不詳。嘉祥二年(八四九) 正六位上から従五位下、間もなく内匠頭となり、本日条に至る。この後、斉衡三年(八五六)に木工助となっている。(中村)

●十一月癸卯(三十日)
【書き下し】

癸卯。①中納言正三位安倍朝臣安仁・②宮内大輔従四位下房世王等を遣わし、③嵯峨山陵に向かわしむ。④参議左兵衛督正四位下藤原朝臣助・⑤正四位下大舍人頭高枝王等を⑥深草山陵に向かわしむ。策文に曰く、天皇が恐み恐みも、掛けまくも畏き御陵に申し賜へと申さく。食国の法と、定め賜ひ行い賜へる法の随に有るべき政として、惟仁親王を立てて皇太子と定め賜ふ。此の状を恐み恐みも申し賜わくと申す、と。

【現代語訳】

三十日。中納言正三位安倍朝臣安仁・宮内大輔従四位下房世王らを遣わして、嵯峨山陵に向かわせた。参議左兵衛督正四位下藤原朝臣助・正四位下大舍人頭高枝王らを深草山陵に向かわせた。策文に言うには、「天皇が謹んで、恐れ多くも御陵に申し上げよと申すには、『天下の法に従い行うべき政道として、惟仁親王を立てて皇太子と定めた。このことを謹んで申し上げる』と申す」と。

【注釈】

- ①中納言正三位安倍朝臣安仁 三月庚子（二十二日）条注釈②参照。
三月乙巳（二十七日）に、嵯峨山陵の樹木が暴風雷雨で倒れた際にも安仁が遣わされた。四月甲子（十七日）に正三位となっている。
②宮内大輔従四位下房世王 十月己酉（五日）条注釈⑬参照。
③嵯峨山陵 嵯峨の陵。三月乙巳（二十七日）条注釈⑳参照。十月己酉（五日）にも安倍安仁と房世王が遣わされている。
④参議左兵衛督正四位下藤原朝臣助 三月庚子（二十二日）条注釈⑭参照。四月甲子（十七日）に正四位下となっている。
⑤正四位下大舍人頭高枝王 三月乙巳（二十七日）条注釈⑯参照。
⑥深草山陵 仁明の陵。三月癸卯（二十五日）条注釈⑰参照。

(林原)

●十二月庚戌（七日）

【書き下し】

十二月庚戌。詔すらく、①上野国甲波宿禰神を以て官社に列せ、と。

【現代語訳】

十二月七日。詔するに、「上野国甲波宿禰神を官社に加えよ」と。

【注釈】

- ①上野国甲波宿禰神 現群馬県渋川市川島にある甲波宿禰神社（榛名山北東麓、吾妻川南岸に鎮座）の祭神。現祭神は速秋津彦神と速秋津姫神（伊邪那岐命・伊邪那美命の御子神）。甲波は川、宿禰（直根）は本流を意味するともいい、川を祀るものである。川島・南牧地域の鎮守社である。『延喜式』神名帳の上野国群馬郡「甲波宿禰神社」に比定される。創立は不詳であるが、『群馬県群馬郡誌』には「宝龜二年九月二十九日なりと云ひ伝へらる」とある。承和十三年（八四六）八月十二日「無位甲波宿禰神」に従五位下が授けられたのを初見とし、本日条以降、貞観九年（八六七）六月二十日に従五位上、同十一年十二月二十五日に正五位下、同十八年四月十日に正五位上、元慶四年（八八〇）五月二十五日に従四位下へと昇叙した。『上野国交替実録帳』では神階は不明だが、『上野国神名帳』の一宮本には総社大明神の鎮守として従一位、群書類従本には正一位とみえる。

(林原)

●十二月辛亥（八日）

【書き下し】

辛亥。僧綱を補す。策命して曰く、天皇が詔旨と、法師等に白さへと宣りたまう勅命を白さく。①律師道雄を権少僧都に、②権律師円

明を律師に任し賜う事を白さへ、と宣りたまう勅命を白す、と。

【現代語訳】

八日。僧綱を任命した。策命して言うには、「天皇の詔として、法師らに申せと宣べる勅命を申し上げる。『律師道雄を権少僧都に、権律師円明を律師に任ずることを申せ』と宣べる勅命を申しあげる」と。

【注釈】

①律師道雄（？―八五一）空海十大弟子の一人。俗姓佐伯氏。讃岐国多度郡の人。空海・実恵らと同族。はじめ慈勝に師事して唯識論を学び、のち東大寺の長歳に従って華嚴および因明を極めた。年代は定かでないが、遅くとも天長四年（八二七）以前に空海に就いて真言を学んでいる。弟子伝などでは受職灌頂を天長の初年としている。弘仁十年（八一九）山城国乙訓郡の木上山に海印三昧寺（現京都府長岡京市奥海印寺、海印寺寂照院）を創建し、七家八宗の兼学とした。嘉祥四年（仁寿元年・八五一）三月には定額寺となり、年分度者二人を許されている。受戒後の籠山十二年制を採用したのは、最澄の『山家学生式』を倣ったことである。承和十四年（八四七）十二月二日に律師となり、本日条に至る。仁寿元年六月八日卒。

②権律師円明 七月壬寅（二十七日）条注釈①参照。

（林原）

●十二月丁巳（十四日）

【書き下し】

丁巳。雷なる。①何を以てかこれを書かん。異を記すなり。

【現代語訳】

十四日。雷であった。どうしてこれを記したのかというと、怪異だからである。

【注釈】

①何を以てかこれを書かん… 異常気象などを記す際に「何以書之、記異也」を付記するのは六国史の中で、『文実』だけであり、『春秋公羊伝』に頻出する「何以書、記異也」の句法から影響を受けている。本年には、四月癸午（六日）にも記載がある。

（林原）

●十二月戊午（十五日）

【書き下し】

戊午。僧徒を屈し、①礼仏懺悔す。

【現代語訳】

十五日。僧徒を招き、礼仏懺悔をした。

【注釈】

①礼仏懺悔 仏を礼拝して、犯した罪を懺悔すること。礼懺ともい

う。いわゆる仏名会。

(林原)

●十二月癸酉(三十日)

【書き下し】

癸酉。①河内国和爾神の階を進めて従五位上を加う。②堤根・③津嶋女神に従五位下。

【現代語訳】

三十日。河内国和爾神の神階を進めて従五位上を加えた。堤根・津嶋女神には従五位下を加えた。

【注釈】

①河内国和爾神 現大阪府富田林市宮町にある美具久留御魂神社の祭神か(『日本地理志料』卷三、河内国石川郡新居郷条)。同社は『延喜式』神名帳の河内国石川郡「美具久留御玉神社」に比定される。現祭神は美具久留御魂神・天水分神・弥都波迺壳神・国水分神・須勢理比壳神。喜志宮とも呼ばれる。社伝では、崇神十年、当地に五彩の巨蛇が現れて百姓を悩ませたので、天皇が大国主神の荒魂のなせるわざであるとして妖蛇の巢窟を祀らせた。その後同六十二年、丹波国氷上郡の氷香戸辺の子供に神霊が憑き、「玉菱鎮石、出雲人祭、真種之甘美鏡、押羽振、甘美御神、底宝御宝主、山河之水泳御魂、静挂甘美御神、底宝御宝主也」という神託があった。天皇はこれを聞いて活彦命を河内国支子に遣わし、当

社を祀らせ、社名を美具久留御魂神社としたという。六十二年の伝承は『書紀』の同年七月十四日記に類似する。出雲の神宝を朝廷に献上した弟を殺した出雲振根が朝廷によって誅されたので、出雲の臣らが恐れて出雲大神を祀らなくなったところ、右の社伝と同じ神託があったため、天皇が勅して出雲大神を祀らせたというものである。神託にみえる「水泳る御魂」(山河の水の洗う御魂)という言葉と社名との一致から、社伝の崇神六十二年伝承が生まれ、その前提として同十年の巨蛇伝承が付加されたのであろう。当社は「水泳る御魂」からわかるように、素朴なアニミズム信仰を起源とする。中世以降、下水分神・水分大明神とも呼ばれ、水神信仰に基づく社であった(「下」は石川上流の建水分神社(現南河内郡千早赤阪村)に対する呼称)。なお、仁徳十三年十月紀にみえる「和珥池」の西にあるので和爾神社とも呼ばれ、和爾池の水神であると伝える(『河内志』)。

②堤根 国史大系本の本文には「堤・津嶋女神」とあるが、鼈頭注に「堤、此下恐当(中略)補根字」とあることよって「根」を補った。現大阪府門真市宮野町にある堤根神社(古川南岸に鎮座)の祭神。『延喜式』神名帳の河内国茨田郡「堤根神社」に比定される。現祭神は彦八井耳命・菅原道真。鎮座地一帯は旧淀川水系の河川によって形成された砂洲地帯である。淀川はひとたび水量が増すと付近一帯を濁流に押し流す荒川で、仁徳十一年十月紀には茨田堤を築いたことがみえ、『古事記』仁徳段には秦人を使役して茨田堤および「茨田三宅」を作ったとある。『書紀』によるとこの時難工事の箇所が二ヶ所あり、武蔵の人強頸と河内の

人茨田連杉子の二人をもって河伯(川の神)を祀れとの夢告があつたため、強頸は人柱とされ(強頸断間)、一方杉子は才知により人柱を免れて堤を完成させた(茨田断間)という。この後、

茨田連は天武十三年(六八四)十二月二日紀に八色姓の一つである宿禰の姓を賜つたことがみえ、『姓氏録』河内国皇別にも「茨田宿禰 多朝臣同祖、彦八井耳命之後也。男野現宿禰、仁徳天皇御代造茨田堤、日本紀合」とある。以上のことから、堤根神社は茨田堤築造に関係の深かつた茨田氏が、堤の安全を祈り祖の彦八井耳命を祀つたものと思われる。なお、奈良時代より茨田堤の決壊・修復記事は散見しており(天平勝宝二年(七五〇)五月辛亥(二十四日)紀・宝亀元年(七七〇)七月壬午(二十二日)紀・同三年八月丙寅(十八日)紀)、現在も社殿のすぐ東北に一〇〇メートルに渉る土堤が残され(府指定史跡「伝茨田堤」)、巨大な樟がその上に茂っている。但し「伝茨田堤址」は、二度の発掘調査で古代に遡る遺構・遺物が発見されなかつたことから、中世頃、古川蛇行後に増築された古川(南分流)堤防の一部とする説もある(上遠野造「伝茨田堤防」は茨田堤防か(『古代史の海』第一一〇号、二〇一三年))。

③津嶋女神 現大阪府守口市金田町にある津島部神社の祭神か。現

祭神は津嶋女大神・素盞鳴尊・菅原道真。同社は『延喜式』神名帳の河内国茨田郡「津嶋部神社鞆」に比定される。『姓氏録』撰津国神別に「津嶋朝臣」、同国未定雑姓に「津嶋直」がみえることから、撰津は津嶋氏の本貫地と思われ、元は津嶋氏が姫神を奉斎したものであろう。本日条の「堤津嶋女神」を堤根神社・津島

部神社のどちらか一方とみる説もある。

(林原)

付記 本稿は、『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第二十三号(京都女子大学、二〇二四年三月刊行予定)にて報告する嘉祥三年十月辛亥(七日)条に続くものである。注釈にある本稿未収録条に対する参照表記は、『史窓』第七十七号〜第八十号ならびに『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要 史学編』第二十一号〜第二十三号掲載の前報告を参照されたい。(中村)

追記 原稿・校正の整理には中村みどりがあつた。記してその労を多とする。(告井)

補記 嘉祥三年の終了にあたり、人物一覧を附す。輪読・訳注の便をはかつて、中村みどりが作成したものであるが、人物注の検索の際などに、読者諸輩にもご利用いただければ幸いである。(告井)

『日本文徳天皇実録』嘉祥三年抄出人物一覧 (五十音順)

	卷	日付	注	名前	原文	年齢	概要
あ	1	三月庚子(二十二日)	10	朝原良道	大外記外従五位下朝原宿禰良道	?	装束司
	2	十一月丙申(二十三日)	19	安塚良棟	正六位上安塚宿禰良棟	?	正六位上→外従五位下
	2	七月甲申(九日)	4	東子女王	无位東子女王	?	女御
	1	四月甲子(十七日)	46	安倍有道	安倍朝臣有道	?	正六位上→従五位下
	2	七月辛丑(二十三日)	8	安倍殿子	安倍朝臣殿子	?	従五位下→従五位上
	2	七月辛丑(二十三日)	6	安倍鳳子	安倍朝臣鳳子	?	従五位下→従五位上
	2	十月己酉(五日)	5	安倍弘行	内舍人従六位下安倍朝臣弘行	?	前田原山陵使(賀瑞奉告)
	1	三月庚子(二十二日)	21	安倍安仁	中納言従三位安倍朝臣安仁	58	山作司
	1	三月乙巳(二十七日)	34		中納言従三位安倍朝臣安仁		使(嵯峨山陵・災害調査)
	1	四月甲子(十七日)	15		安倍朝臣安仁		従三位→正三位
	2	九月丁酉(二十三日)	4		中納言安倍朝臣安仁		造山崎橋檢校
	2	十月己酉(五日)	15		中納言正三位安倍朝臣安仁		嵯峨山陵使(賀瑞奉告)
	2	十一月癸卯(三十日)	1		中納言正三位安倍朝臣安仁		嵯峨山陵使(立太子奉告)
	2	七月辛丑(二十三日)	10	綾姑継	外従五位下綾公姑継	?	外従五位下→従五位下
	1	四月甲子(十七日)	41	在原善淵	正六位上在原朝臣善淵	35	正六位上→従五位下
1	五月庚辰(三日)	13	在原朝臣善淵		六七日・法隆寺使		
1	四月辛酉(十四日)	1	栗田真持	左近衛将曹栗田真持	?	使(深草陵植樹)	
い	2	八月己酉(四日)	4	飯高常比麻呂	飯高常比麻呂	?	(清野卒伝・歩射士)
	1	五月庚辰(三日)	3	飯高永雄	左京亮従五位下飯高朝臣永雄	?	六七日・東大寺使
	1	四月甲子(十七日)	50	家原氏主	家原朝臣氏主	50	正六位上→外従五位下
	1	五月甲午(十七日)	8	石川豊河	石川朝臣豊河	?	正六位上→従五位下
	2	七月辛丑(二十三日)	9	石川普子	石川朝臣普子	?	従五位下→従五位上
	2	八月丙辰(十一日)	14	石生別長貞	磐梨郡少領外従八位上石生別公長貞	?	祥瑞捕獲
	1	四月甲子(十七日)	45	斎部伴主	斎部宿禰伴主	?	正六位上→従五位下
う	2	九月壬午(八日)	1	卜部雄貞	宮主正六位下占部雄貞	40	使(八十嶋祭・宮主)
	2	九月庚子(二十三日)	4	占部業基	神祇権少祐正六位上占部業基	?	使(熱田社賀瑞奉告)
え	1	五月壬午(五日)	28	恵萼	恵萼	故	(橘嘉智子薨伝)
	1	四月甲子(十七日)	49	榎井嶋長	榎井朝臣嶋長	?	正六位上→外従五位下
	2	九月壬午(八日)	4	榎本浄子	御巫无位榎本連浄子	?	使(八十嶋祭・御巫)
	2	九月己丑(十五日)	25	円仁	大法師円仁	57	奏上(十四禅師設置)
	2	七月壬寅(二十七日)	1	円明	大法師円明	?	権律師
	2	十二月辛亥(八日)	2		権律師円明		律師
お	2	十一月戊戌(二十五日)	6	大枝音人	従五位下大枝朝臣音人	40	東宮学士
	2	七月丙戌(十一日)	7	大中臣久世主	神祇少副正六位上大中臣朝臣久世主	?	使(天御柱・国御柱神階昇叙奉告)
	2	九月乙未(二十一日)	1		神祇少副正七位上大中臣朝臣久世主		使(住吉社奉幣)
	1	四月甲子(十七日)	42	大原真室	大原真人真室	?	正六位上→従五位下
	1	三月乙巳(二十七日)	25	大原宗吉	大原真人宗吉	?	初七日・真木尾寺使
	1	五月庚辰(三日)	11	大宅年雄	散位大宅朝臣年雄	?	六七日・西大寺使

訳注日本文徳天皇実録（八）

	1	四月甲子（十七日）	22	雄風王	无位雄風王	37	无位→従四位下
	1	三月庚子（二十二日）	17	興世書主	従四位下木工頭興世朝臣書主	73	山作司
	1	四月己酉（二日）	(43)		従四位下木工頭興世朝臣書主		七七日・御齋会行事
	2	八月庚戌（五日）	2		従四位下興世朝臣書主		治部大輔
	2	十一月己卯（六日）	1		従四位下治部大輔興世朝臣書主		卒去
	1	四月甲子（十七日）	43	小野貞樹	小野朝臣貞樹	?	正六位上→従五位下
	2	八月庚戌（五日）	4		従五位下小野朝臣貞樹		刑部少輔
	1	四月甲子（十七日）	19	小野篁	小野朝臣篁	49	従四位上→正四位下
	1	三月乙巳（二十七日）	3	小野千株	右近衛少将兼土佐守従五位下小野朝臣千株	?	初七日・紀伊寺使
	1	四月己酉（二日）	30		従五位下小野朝臣千株		右近衛少将
か	2	七月辛丑（二十六日）	13	笠西子	笠朝臣西子	?	无位→従五位下
	2	八月丙辰（十一日）	16	笠岑雄	石見国守従五位下笠朝臣岑雄	?	祥瑞奏上
	1	五月甲午（十七日）	13	春日雄継	従五位下春日臣雄継	61	大学博士
	1	四月己巳（二十二日）	4	金刺福喜満	金刺福喜満	?	放還
	1	四月甲子（十七日）	31	鎌倉王	従五位下鎌倉王	?	従五位下→従五位上
	2	九月乙酉（十一日）	1		少納言従五位上鎌蔵王		使（伊勢神宮例幣）
	2	七月甲申（九日）	9	鴨部副主	鴨部首副主	?	位一階
	1	五月甲午（十七日）	3	賀陽親王	三品賀陽親王	57	彈正尹
	2	七月辛丑（二十六日）	14	神門富継	外従五位下神門臣富継	?	外従五位下→外正五位下
	2	七月辛丑（二十六日）	7	甘南備伊勢子	甘南備真人伊勢子	?	従五位下→従五位上
	2	九月甲申（十日）	2	神主継長	天照太神宮禰宜従八位下神主継長	?	従八位下→外従五位下
	2	九月甲申（十日）	3	神主土主	豊受太神宮禰宜従八位上神主土主	?	従八位上→外従五位下
き	2	十一月己卯（六日）	4	吉田古麻呂	内薬正正五位下古麻呂	故	（興世書主父）
	2	十一月己卯（六日）	3	吉田宜	正五位上図書頭兼内薬正相模介吉田連宜	故	（興世書主祖父）
	1	四月己酉（二日）	26	紀最弟	従五位下紀朝臣最弟	56	因幡権介（右兵衛佐如故）
	2	十月甲子（二十日）	1	紀貞守	左馬助従五位下紀朝臣貞守	?	使（日前・国懸社奉納／伊太祁曾社神階昇叙奉告）
	1	四月己酉（二日）	48	紀道茂	左衛門佐従五位下紀朝臣道茂	?	七七日・造仏司
	1	五月己卯（二日）	6	久子内親王	斎内親王	?	伊勢斎宮退下
	1	五月己卯（二日）	5	清瀧岑成	従八位上清瀧朝臣岑成	?	前伊勢斎宮の迎え
	1	四月己酉（二日）	25	清原秋雄	従五位下清原真人秋雄	39	但馬介（左兵衛佐如故）
	1	三月庚子（二十二日）	6	清原長田	彈正大弼従四位下清原真人長田	?	装束司
	1	四月己酉（二日）	(43)		彈正大弼従四位下清原真人長田		七七日・供僧司
	1	五月甲午（十七日）	21		従四位下清原真人長田		大宰大式
	1	四月甲子（十七日）	25	清原瀧雄	従四位下清原真人瀧雄	52	従四位下→従四位上
	2	十一月丙申（二十三日）	18		従四位上清原真人瀧雄		治部大輔
	1	三月庚子（二十二日）	7	清原岑成	左中弁清原真人岑成	52	装束司
く	2	八月癸丑（八日）	1	楠野王	散位正五位下楠野王	?	使（伊勢神宮斎宮卜定奉告）
	1	五月甲午（十七日）	6	葛原親王	一品葛原親王	65	大宰帥
	1	五月庚辰（三日）	4	百濟王教福	散位従五位下百濟王教福	?	六七日・元興寺使
	1	五月庚辰（三日）	14	百濟王慶世	散位従五位上百濟王慶世	?	六七日・薬師寺使

	1	五月己卯（二日）	3	百濟王忠岑	中務少丞正六位上百濟王忠岑	?	前伊勢齋宮の迎え
こ	1	五月壬午（五日）	29	康僧	康僧	故	（橘嘉智子薨伝）
	2	十一月戊戌（二十五日）	1	惟仁親王	惟仁親王	1	立太子
さ	2	七月乙酉（十日）	1	佐伯正雄	讃岐国人大膳少進從七位上佐伯直正雄	?	佐伯宿禰賜姓
	1	四月甲子（十七日）	37	佐伯屋代	佐伯宿禰屋代	?	從五位下→從五位上
	1	四月甲子（十七日）	24		從四位上坂上大宿禰淨野		從四位上→正四位下
	1	五月甲午（十七日）	17	坂上淨野	正四位下坂上大宿禰淨野	62	相模守（右兵衛督如故）
	2	八月己酉（四日）	1		右兵衛督正四位下坂上大宿禰清野		卒去
	1	四月己酉（二日）	29	坂上貞守	從五位下坂上大宿禰貞守	46	左近衛少將
	1	四月己酉（二日）	35	坂上田村麻呂	大納言贈正二位坂上大宿禰田村麻呂	故	（葛井親王外祖父）
	2	八月己酉（四日）	(1)		贈大納言正二位田村麻呂		（坂上淨野父）
	1	四月己酉（二日）	36	坂上春子	從四位下春子	故	（葛井親王母）
	1	四月己酉（二日）	54		治部大輔從五位上坂上大宿禰正野		七七日・供僧司
	1	五月庚辰（三日）	2	坂上正野	從五位上坂上大宿禰正野	?	六七日・東大寺使
	2	八月庚戌（五日）	8		從五位上坂上大宿禰正野		右馬頭
	1	四月丙子（二十九日）	2	佐々貴山仲繼	正六位上佐々貴山公仲繼	?	正六位上→外從五位下
	2	七月甲申（九日）	2	恵子内親王	恵子内親王	?	賀茂齋院
	1	五月甲午（十七日）	4	人康親王	四品人康親王	20	上総太守
	2	八月己酉（四日）	3	佐味香飾麻呂	佐味香飾麻呂	?	（清野卒伝・歩射士）
	2	十一月己卯（六日）	7	沙良真熊	新羅人沙良真熊	故	（興世書主卒伝・新羅琴教授）
	し	1	三月庚子（二十二日）	25	滋野貞雄	前丹波守從四位下滋野朝臣貞雄	56
1		三月庚子（二十二日）	33	滋野貞主	參議宮内卿從四位上滋野朝臣貞主	66	後次第司長官
1		四月己酉（二日）	(43)		參議宮内卿從四位上滋野朝臣貞主		七七日・御齋会行事
1		四月甲子（十七日）	16		從四位上滋野朝臣貞主		從四位上→正四位下
2		八月庚戌（五日）	1		參議正四位下滋野朝臣貞主		相模守（宮内卿如故）
2		九月丁酉（二十三日）	6		參議滋野朝臣貞主		造山崎橋檢校
2		十月己酉（五日）	9		參議正四位下滋野朝臣貞主		柏原山陵使（賀瑞奉告）
2		十月己酉（五日）	10		滋野善蔭		掃部頭從五位下滋野朝臣善蔭
1		三月庚子（二十二日）	28	茂世王	山城守從四位下茂世王	?	作路司
1		三月乙巳（二十七日）	7	嶋江王	侍從從五位上嶋江王	?	初七日・宝皇寺使
1		五月己卯（二日）	1		侍從從五位上嶋江王		前伊勢齋宮の迎え
2		九月庚子（二十六日）	1		侍從從五位上嶋江王		使（伊勢神宮賀瑞奉告）
1		五月壬午（五日）	29	定聖者	定聖者	故	（橘嘉智子薨伝）
す	1	四月甲子（十七日）	30	菅原是善	從五位下菅原朝臣是善	39	從五位下→正五位下
	2	十月乙巳朔	2		正五位下菅原朝臣是善		加賀權守（文章博士如故）
	2	七月辛丑（二十六日）	5	菅原閑子	從五位下菅原朝臣閑子	?	從五位下→從五位上
	2	九月壬午（八日）	6	村主岑成	右京人村主岑成	?	使（八十嶋祭・從者カ）・祥瑞捕獲
	2	九月己丑（十五日）	22		岑成		從六位上
	2	九月壬午（八日）	2	菅生末繼	神琴師正六位上菅生朝臣末繼	?	使（八十嶋祭・神琴師）

訳注日本文徳天皇実録（八）

そ	1	五月壬午（五日）	29	僧伽和上	僧伽和上	故	（橘嘉智子薨伝）
た	2	七月辛丑（二十六日）	4	当麻浦虫	従四位上当麻真人浦虫	71	従四位上→正四位下
	1	三月庚子（二十二日）	13	平高棟	大藏卿平朝臣高棟	47	山作司
	1	三月乙巳（二十七日）	19		従三位行大藏卿平朝臣高棟		初七日・深草寺使
	2	十月己酉（五日）	18		従三位大藏卿平朝臣高棟		大原山陵使（賀瑞奉告）
	1	三月乙巳（二十七日）	6	高枝王	正四位下行大舍人頭兼越前權守高枝王	49	初七日・宝皇寺使
	2	十一月癸卯（三十日）	5		正四位下大舍人頭高枝王		深草山陵使（立太子奉告）
	1	三月庚子（二十二日）	35	高階清上	散位従五位上高階真人清上	?	左右兵庫監護
	1	五月甲午（十七日）	14		従五位上高階真人清上		彈正少弼
	1	五月庚辰（三日）	12	高階信澄	散位従五位下高階真人信澄	?	六七日・法隆寺使
	1	三月乙巳（二十七日）	29	高原王	従五位下高原王	?	初七日・桧尾寺使
	2	八月戊辰（二十三日）	1		散位従五位下高原王		使（宇佐八幡宮・香椎廟奉納）
	2	八月丙辰（十一日）	11	財田祖麻呂	英多郡大領外従八位上財田祖麻呂	?	祥瑞捕獲
	1	五月壬午（五日）	9	田口氏	田口氏	故	（橘嘉智子母）
	1	五月庚辰（三日）	10	丹墀氏永	前越後守従五位下丹墀真人氏永	?	六七日・西大寺使
	1	四月己酉（二日）	55	丹墀門成	散位従五位上丹墀真人門成	?	七七日・供僧司
	1	五月甲午（十七日）	15		従五位上丹墀真人門成		大和守
	1	三月乙巳（二十七日）	13	丹墀貞岑	駿河守丹墀真人貞岑	52	初七日・來定寺使
	1	五月甲午（十七日）	16		従五位下丹墀真人貞岑		駿河守
	1	五月庚辰（三日）	8	丹墀繩主	散位従五位下丹墀真人繩主	?	六七日・大安寺使
	2	十月丁未（三日）	1	忠良親王	忠良親王	32	帶劍
	1	五月壬辰（十五日）	2	橘入居	右中弁従四位下入居	故	（橘逸勢父）
	1	四月己酉（二日）	45	橘海雄	右少弁従五位上橘朝臣海雄	?	七七日・御齋会行事
	1	三月庚子（二十二日）	29	橘枝主	右京亮従五位上橘朝臣枝主	?	作路司
	2	十一月壬寅（二十九日）	8	橘数岑	橘朝臣数岑	?	尾張守
	1	五月辛巳（四日）	1	橘嘉智子	嵯峨太皇太后	(65)	崩御
	1	四月甲子（十七日）	36	橘清蔭	橘朝臣清蔭	?	従五位下→従五位上
	1	五月壬午（五日）	4	橘清友	清友	故	（橘嘉智子父）
	1	五月甲午（十七日）	19	橘貞根	従五位上橘朝臣貞根	35	安芸守
	1	四月丙子（二十九日）	1	橘茂房	正六位下橘朝臣茂房	?	正六位下→従五位下
1	四月己酉（二日）	47	橘高成	図書頭従五位下橘朝臣高成	?	七七日・造仏司	
1	四月己酉（二日）	27	橘常蔭	従五位下橘朝臣常蔭	?	讃岐権介	
2	十一月壬寅（二十九日）	5	橘時枝	従五位下橘朝臣時枝	?	内匠頭	
1	三月庚子（二十二日）	26	橘伴雄	宮内少輔従五位下橘朝臣伴雄	?	養役夫司	
1	三月庚子（二十二日）	34	橘永範	従五位下橘朝臣永範	?	後次第司次官	
2	七月丙子朔	2		従五位下橘朝臣永範		刑部少輔	
2	八月庚戌（五日）	3		従五位下橘朝臣永範		民部少輔	
1	四月己酉（二日）	23	橘信蔭	従五位下橘朝臣信蔭	?	侍従	
1	四月己酉（二日）	52		侍従従五位下橘朝臣信蔭		七七日・莊嚴堂司	
1	五月壬辰（十五日）	1	橘逸勢	流人橘逸勢	故	正五位下追贈・帰葬	
1	四月己酉（二日）	28	橘真直	正五位下橘朝臣真直	35	阿波守	

と	1	三月乙巳 (二十七日)	26	橘三夏	橘朝臣三夏	?	初七日・真木尾寺使
	1	五月庚辰 (三日)	15		従五位下橘朝臣三夏		六七日・薬師寺使
	1	三月庚子 (二十二日)	3	橘岑継	権中納言橘朝臣岑継	47	装束司
	1	四月癸亥 (十六日)	1		権中納言橘朝臣岑継		使 (深草陵即位奉告)
	1	四月甲子 (十七日)	44	橘休蔭	橘朝臣休蔭	?	正六位上→従五位下
	2	十二月辛亥 (八日)	1	道雄	律師道雄	?	権少僧都
	1	三月乙巳 (二十七日)	15	時宗王	従四位下行大学頭時宗王	?	初七日・拝志寺使
	1	五月甲午 (十七日)	1	時康親王	四品時康親王	21	中務卿
	1	四月壬戌 (十五日)	1	徳巖	飛驒国講師伝灯満位僧徳巖	?	上奏
	1	六月丁卯 (二十一日)	1	利見王	散位従五位下利見王	?	使 (伊勢神宮即位奉告)
	1	四月甲子 (十七日)	23	利基王	利基王	29	无位→従四位下
	1	五月甲午 (十七日)	10	伴須賀雄	伴宿禰須賀雄	?	正六位上→従五位下
	1	六月己酉 (三日)	5	伴千福麻呂	安房国造正八位上伴直千福麻呂	?	正八位上→外従五位下
	1	四月甲子 (十七日)	26	伴成益	正五位上伴宿禰成益	62	正五位上→従四位下
	1	五月甲午 (十七日)	18		従四位下伴宿禰成益		丹波権守
1	三月庚子 (二十二日)	4	伴善男	参議従四位下伴宿禰善男	40	装束司	
1	四月己酉 (二日)	(43)		参議従四位下式部大輔伴宿禰善男		七七日・御斎会行事	
1	四月甲子 (十七日)	21		従四位下伴宿禰善男		従四位下→従四位上	
1	四月乙丑 (十八日)	4		参議伴宿禰善男		使 (深草陵陀羅尼安置)	
2	九月丁酉 (二十三日)	7		伴宿禰善男		造山崎橋檢校	
2	十月己酉 (五日)	21		参議従四位上伴宿禰善男		深草山陵使 (賀瑞奉告)	
1	三月甲辰 (二十六日)	2		豊階安人		外従五位下豊階公安人	54
1	四月甲子 (十七日)	38	外従五位下豊階公安人		外従五位下→従五位上		
な	1	五月甲午 (十七日)	11	中臣逸志	従五位下中臣朝臣逸志	57	神祇大副
	2	九月乙酉 (十一日)	2		内蔵頭従五位下中臣朝臣逸志		使 (伊勢神宮例幣)
	2	九月庚子 (二十六日)	2		神祇大副従五位下中臣朝臣逸志		使 (賀茂社賀瑞奉告)
	1	六月丁卯 (二十一日)	2	中臣禊守	神祇少副正六位上中臣朝臣禊守	?	使 (伊勢神宮即位奉告)
	2	八月癸丑 (八日)	2		神祇少祐正六位上中臣朝臣禊守		使 (伊勢神宮斎宮卜定奉告)
	1	三月乙巳 (二十七日)	21	永直王	従五位下永直王	?	初七日・深草寺使
	1	五月甲午 (十七日)	2	仲野親王	二品仲野親王	59	式部卿
1	三月乙巳 (二十七日)	11	並山王	中務大輔従五位上並山王	45	初七日・來定寺使	
は	1	四月甲子 (十七日)	27	春澄善繩	正五位下春澄宿禰善繩	54	正五位下→従四位下
	2	十月己酉 (五日)	4	春原末継	散位従五位下春原朝臣末継	?	前田原山陵使 (賀瑞奉告)
ひ	2	七月辛丑 (二十六日)	3	広井女王	従四位下広井女王	?	従四位下→従四位上
	1	四月甲子 (十七日)	48	広宗平麻呂	正六位上広宗宿禰平麻呂	?	正六位上→外従五位下
ふ	2	十月己酉 (五日)	16	房世王	従四位下宮内大輔房世王	?	嵯峨山陵使 (賀瑞奉告)
	2	十一月癸卯 (三十日)	2		宮内大輔従四位下房世王		嵯峨山陵使 (立太子奉告)
	1	四月己酉 (二日)	33	葛井親王	大宰帥三品葛井親王	51	薨去
	2	九月壬午 (八日)	3	藤原泉子	典侍正五位下藤原朝臣泉子	?	使 (八十嶋祭・典侍)

訳注日本文徳天皇実録（八）

1	四月丙寅（十九日）	2	藤原氏宗	固近江国関使従四位下右中弁藤原朝臣氏宗	41	帰京（固関使）
1	五月甲午（十七日）	22		従四位下藤原朝臣氏宗		右近衛中将（右中弁如故）
2	八月丁巳（十二日）	1		右中弁従四位下藤原朝臣氏宗		使（賀茂社即位奉告）
2	九月庚子（二十六日）	7		従四位下右中弁藤原朝臣氏宗		伊勢斎宮御禊従事
2	十月甲子（二十日）	5		右中弁兼右近衛中将従四位下藤原朝臣氏宗		使（園神・韓神神階昇叙奉告）
2	十一月壬寅（二十九日）	3		従四位下藤原朝臣氏宗		右大弁（右近衛中将如故）
1	六月乙丑（十九日）	3	藤原大津	従五位上藤原朝臣大津	59	備前守
1	三月庚子（二十二日）	36	藤原緒数	従五位下藤原朝臣緒数	?	左右兵庫監護
1	五月甲午（十七日）	7	藤原興世	正六位上藤原朝臣興世	34	正六位上→従五位下
2	八月庚戌（五日）	7		従五位下藤原朝臣興世		右衛門権佐
2	七月壬辰（十七日）	3	藤原雄滝	散位従五位下藤原朝臣雄滝	?	使（追贈）
2	十月戊午（十四日）	2		従五位下藤原朝臣雄滝		摂津守
2	七月甲申（九日）	7	藤原是子	藤原朝臣是子	?	女御
2	七月辛丑（二十六日）	1	藤原貞子	従三位藤原朝臣貞子	?	従三位→正三位
1	四月己酉（二日）	51	藤原貞敏	雅楽頭従五位下藤原朝臣貞敏	44	七七日・荘厳堂司
2	八月丙辰（十一日）	10	藤原貞道	美作国介従五位下藤原朝臣貞道	?	祥瑞奏上
1	三月庚子（二十二日）	9	藤原貞本	大藏大輔藤原朝臣貞本	?	装束司
2	十一月壬寅（二十九日）	4	藤原貞守	正五位下藤原朝臣貞守	53	右中弁（備前介如故）
1	四月己酉（二日）	46	藤原菅雄	散位従五位下藤原朝臣菅雄	?	七七日・御斎会行事
1	四月戊辰（二十一日）	2		固美濃国関使散位従五位下藤原朝臣菅雄		帰京（固関使）
1	五月丙申（十九日）	1		従五位下藤原朝臣菅雄		民部少輔
2	八月庚戌（五日）	5		従五位下藤原朝臣菅雄		木工頭
2	十月己酉（五日）	19	藤原輔嗣	散位従四位下藤原朝臣輔嗣	?	大原山陵使（賀瑞奉告）
1	三月乙巳（二十七日）	17	藤原関雄	刑部少輔藤原朝臣関雄	46	初七日・拜志寺使
1	五月庚辰（三日）	6		刑部少輔従五位下藤原朝臣関雄		六七日・興福寺使
1	六月乙丑（十九日）	1		従五位下藤原朝臣関雄		諸陵頭
1	四月甲子（十七日）	35	藤原関主	藤原朝臣関主	?	従五位下→従五位上
2	七月甲申（九日）	6	藤原多賀幾子	藤原朝臣多賀幾子	?	女御
1	四月甲子（十七日）	29	藤原高房	従五位上藤原朝臣高房	56	従五位上→正五位下
1	三月庚子（二十二日）	14	藤原助	参議従四位上藤原朝臣助	52	山作司
1	四月甲子（十七日）	17		藤原朝臣助		従四位上→正四位下
2	九月戊子（十四日）	1		参議左兵衛督正四位下藤原朝臣助		使（賀茂社奉納）
2	九月己丑（十五日）	1		参議藤原朝臣助		使（春日社神階昇叙・奉納）
2	十一月癸卯（三十日）	4		参議左兵衛督正四位下藤原朝臣助		深草山陵使（立太子奉告）
2	十一月壬寅（二十九日）	7	藤原恒雄	従五位下藤原朝臣恒雄	?	伊勢介
2	七月甲申（九日）	5	藤原年子	藤原朝臣年子	?	女御
1	四月甲子（十七日）	18	藤原長良	藤原朝臣長良	49	従四位上→正四位下
2	九月丁酉（二十三日）	1		参議左衛門督正四位下藤原朝臣長良		正四位下→従三位
1	即位前紀	2	藤原順子	藤原氏	42	（文徳生母）

1	四月甲子（十七日）	32		藤原朝臣春岡		從五位下→從五位上	
1	四月戊辰（二十一日）	1	藤原春岡	固伊勢国關使右衛門權佐從五位上 藤原朝臣春岡	?	掃京（固關使）	
2	八月庚戌（五日）	6		從五位上藤原朝臣春岡		左衛門權佐	
1	六月己酉（三日）	2	藤原春津	右馬頭藤原朝臣春津	43	春津宅落雷	
2	十一月戊戌（二十五日）	7	藤原冬緒	從五位下藤原朝臣冬緒	43	春宮亮	
1	即位前紀	3	藤原冬嗣	贈太政大臣正一位冬嗣	故	（文德外祖父）	
2	七月壬辰（十七日）	1		外祖父左大臣正一位藤原朝臣冬嗣		贈太政大臣	
2	七月甲申（九日）	3	藤原古子	從四位下藤原朝臣古子	?	女御	
1	三月庚子（二十二日）	22	藤原正岑	散位從五位下藤原朝臣正岑	?	山作司	
1	三月乙巳（二十七日）	12		散位從五位下藤原朝臣正岑		初七日・來定寺使	
1	三月庚子（二十二日）	32	藤原松影	治部少輔從五位下藤原朝臣松影	52	前次第司次官	
2	十月己酉（五日）	13	藤原衛	彈正大弼從四位上藤原朝臣衛	52	楊梅山陵使（賀瑞奉告）	
2	十月戊午（十四日）	1		從四位上藤原朝臣衛		勘解由長官	
2	七月壬辰（十七日）	2	藤原美都子	外祖母尚侍從三位藤原朝臣美都子	故	贈正一位	
1	三月乙巳（二十七日）	30	藤原本雄	大判事藤原朝臣本雄	?	初七日・松尾寺使	
2	十月己酉（五日）	22	藤原諸葛	侍從從五位下藤原朝臣諸葛	25	深草山陵使（賀瑞奉告）	
1	六月乙丑（十九日）	2	藤原諸成	從四位下藤原朝臣諸成	58	右京大夫	
2	八月丙辰（十一日）	13		備前国守從四位下藤原朝臣諸成		祥瑞奏上	
2	十月己酉（五日）	7		右京大夫從四位下藤原朝臣諸成		後田原山陵使（賀瑞奉告）	
1	四月甲子（十七日）	47	藤原諸藤	從六位上藤原朝臣諸藤	?	從六位上→從五位下	
1	五月甲午（十七日）	12		從五位下藤原朝臣諸藤		侍從	
1	三月乙巳（二十七日）	8	藤原行道	刑部大輔正五位下藤原朝臣行道	?	初七日・宝皇寺使	
1	四月己酉（二日）	32	藤原良仁	從五位上藤原朝臣良仁	32	右兵衛權佐	
1	四月甲子（十七日）	28		從五位上藤原朝臣良仁		從五位上→正五位上	
1	四月壬申（二十五日）	1		正五位上藤原朝臣良仁		中宮亮（右兵衛權佐如故）	
2	八月丁巳（十二日）	3		中宮亮正五位上藤原朝臣良仁		使（松尾社即位奉告）	
2	十一月壬辰（十九日）	1	藤原良房	右大臣	47	奏上（公卿簿録）	
2	十一月癸巳（二十日）	一		大臣		（公卿簿録）	
1	四月己酉（二日）	44	藤原良相	參議右大弁從四位上藤原朝臣良相	38	七七・御齋会行事	
1	四月甲子（十七日）	20		藤原朝臣良相		從四位上→正四位下	
2	十一月戊戌（二十五日）	5		參議正四位下藤原朝臣良相		春宮大夫	
2	十一月壬寅（二十九日）	1		參議正四位下藤原朝臣良相		左大弁（春宮大夫・左近衛中將・陸奥出羽按察使如故）	
2	七月辛丑（二十六日）	12	藤原宜子	无位藤原朝臣宜子	?	无位→從五位下	
1	五月甲午（十七日）	9	布勢真吉	布勢朝臣真吉	?	正六位上→從五位下	
1	三月庚子（二十二日）	18	文室笠科	散位從五位下文室朝臣笠科	?	山作司	
2	十月乙巳朔	1		從五位下文室朝臣笠科		勘解由次官	
1	四月甲子（十七日）	33	文室助雄	文室真人助雄	44	從五位下→從五位上	
1	五月己卯（二日）	2		左少弁從五位下文室朝臣助雄		前伊勢齋宮の迎え	
1	五月庚辰（三日）	9	文室壘田麻呂	文室朝臣壘田麻呂	?	六七日・大安寺使	
ま	1	五月壬午（五日）	19	正子内親王	淳和太皇太后	41	（橘嘉智子娘）

訳注日本文徳天皇実録（八）

	1	三月庚子（二十二日）	15	正躬王	散位従四位下正躬王	52	山作司
	1	三月乙巳（二十七日）	10		従四位上行加賀守正行王		初七日・来定寺使
	1	四月己酉（二日）	50	正行王	左京大夫従四位上正行王	45	七七日・莊嚴堂司
	2	十月己酉（五日）	2		左京大夫従四位上正行王		山科山陵使（賀瑞奉告）
み	1	四月甲子（十七日）	40	三統真浄	三統宿禰真浄	?	外従五位下→従五位下
	1	四月甲戌（二十七日）	1		従五位下三統宿禰真浄		中宮大進
	1	三月乙巳（二十七日）	28	道野王	散位従四位下道野王	?	初七日・桧尾寺使
	2	十一月壬寅（二十九日）	6	南淵年名	従五位下南淵朝臣年名	43	式部少輔
	1	四月己酉（二日）	31	源興	従五位下源朝臣興	23	左兵衛権佐
	1	五月庚辰（三日）	7	源同	散位源朝臣同	?	六七日・興福寺使
	1	三月庚子（二十二日）	5	源生	散位従四位上源朝臣生	30	装束司
	1	四月己酉（二日）	—		散位従四位上源朝臣生		七七日・御齋会行事
	1	四月己酉（二日）	22	源愜（叶カ）	従五位下源朝臣愜	?	侍従
	1	三月庚子（二十二日）	12	源定	中納言従三位源朝臣定	36	山作司
	1	四月戊午（十一日）	1		中納言従三位源朝臣定		帶劍
	1	四月甲子（十七日）	14		従三位源朝臣定		従三位→正三位
	2	十月己酉（五日）	1		中納言正三位源朝臣定		山科山陵使（賀瑞奉告）
	1	五月甲午（十七日）	20	源冷	従四位上源朝臣冷	16	讃岐守
	1	四月甲子（十七日）	12	源常	従二位源朝臣常	39	従二位→正二位
	1	五月庚辰（三日）	5	源顯	源朝臣顯	?	六七日・元興寺使
	1	三月庚子（二十二日）	2	源弘	中納言従三位源朝臣弘	39	装束司・前次第司長官
	1	四月己酉（二日）	—		中納言従三位源朝臣弘		七七日・御齋会行事
	2	九月丁酉（二十三日）	5		源朝臣弘		造山崎橋檢校
	2	十月己酉（五日）	12		中納言従三位源朝臣弘		楊梅山陵使（賀瑞奉告）
	1	四月甲子（十七日）	13	源信	正三位源朝臣信	42	正三位→従二位
	2	十一月戊戌（二十五日）	3		大納言従二位源朝臣信		東宮傳
	1	三月庚子（二十二日）	16	源寛	右京大夫従四位上源朝臣寛	38	山作司
	1	四月己酉（二日）	24	御春真浜	従五位下御春朝臣真浜	?	近江権介
	1	四月甲子（十七日）	39	都貞繼	外従五位下都宿禰貞繼	60	外従五位下→従五位下
む	2	七月辛丑（二十六日）	11	宗形豊子	宗形朝臣豊子	?	外従五位下→従五位下
も	2	七月辛丑（二十六日）	2	望子女王	无位望子女王	?	无位→従四位下
	1	三月甲辰（二十六日）	1	基兄王	従四位下行民部大輔基兄王	27	存問使
	1	三月乙巳（二十七日）	23	基棟王	散位従四位下基棟王	?	初七日・真木尾寺使
	1	五月甲午（十七日）	5	本康親王	四品本康親王	?	上野太守
	2	七月甲申（九日）	8	物部道吉	物部連道吉	?	位一階
	1	即位前紀	1	文徳天皇	文徳天皇	24	（即位）
	や	2	七月甲申（九日）	1	晏子内親王	晏子内親王	?
2		八月癸丑（八日）	3	晏子内親王		伊勢齋宮	
2		九月庚子（二十六日）	6	伊勢齋内親王		伊勢齋宮御禊	
1		三月乙巳（二十七日）	24	安原王	従五位下安原王	?	初七日・真木尾寺使
1		五月己卯（二日）	4	八多湊	内舍人正六位上八多朝臣湊	?	前伊勢齋宮の迎え
1		三月庚子（二十二日）	23	山口春方	山口朝臣春方	?	山作司

	1	三月庚子（二十二日）	19	山代氏益	勘解由次官山代宿禰氏益	?	山作司
	1	六月乙丑（十九日）	4	山田文雄	外從五位下山田宿禰文雄	?	備後介
よ	1	三月乙巳（二十七日）	16	善永王	從五位下正親正善永王	?	初七日・拝志寺使
	1	三月乙巳（二十七日）	31	良岑清風	加賀介良岑朝臣清風	?	初七日・桧尾寺使
	1	四月甲子（十七日）	34	良岑長松	良岑朝臣長松	37	從五位下→從五位上
	1	三月庚子（二十二日）	8	良岑宗貞	左近衛少將從五位上良岑朝臣宗貞	35	裝束司
	1	三月丙午（二十八日）	1		左近衛少將從五位上良岑朝臣宗貞		出家
	1	三月乙巳（二十七日）	20	世宗王	散位從四位下世宗王	?	初七日・深草寺使